

都 市 経 済 委 員 会 会 議 録

招 集

令和2年2月14日（金）午後1時 議会委員会室

出席委員（8名）

（委員長）稲 田 清 （副委員長）又 野 史 朗
伊 藤 ひろえ 遠 藤 通 田 村 謙 介 戸 田 隆 次
前 原 茂 矢 倉 強

欠席委員（0名）

説明のため出席した者

【総合政策部】

[都市創造課] 若林課長 相野課長補佐兼都市計画担当課長補佐

【経済部】杉村部長

[商工課] 毛利課長 高浦商工振興担当課長補佐 植松商工振興担当係長

【文化観光局】岡参事兼局長

[文化振興課] 下高課長 原文化財室長 佐伯担当課長補佐 小林文化財室係長

【農林水産振興局】中久喜局長兼農林課長

[農林課] 深田農林振興担当課長補佐

【都市整備部】錦織部長

[建設企画課] 伊達課長 角課長補佐兼総務担当課長補佐

[都市整備課] 福住次長兼都市整備課長 北村課長補佐兼公園街路担当課長補佐
松本課長補佐兼米子駅周辺整備推進室長
本田米子駅周辺整備推進室係長

[住宅政策課] 原次長兼住宅政策課長 潮課長補佐兼市営住宅担当課長補佐

出席した事務局職員

先灘局長 長谷川次長 森井議事調査担当事務局長補佐

傍 聴 者

安達議員 石橋議員 今城議員 岩崎議員 岡村議員 門脇議員 土光議員
三嶋議員 渡辺議員

報道関係者2人 一般1人

報告案件

- ・弓ヶ浜公園旧わくわくランドの有効活用について [都市整備部]
- ・米子駅周辺整備について [都市整備部]
- ・米子市営住宅長寿命化計画（見直し案）について [都市整備部]
- ・米子市万能町駐車場、米子駅前地下駐車場及び米子駅前地下駐輪場に係る指定管理者の指定について [都市整備部]
- ・平成30年度担い手確保・経営強化支援事業補助金に係る返還について [経済部]
- ・米子市中小企業振興条例について [経済部]
- ・史跡米子城跡整備基本計画に基づく令和2年度の整備事業案について [経済部]

午後1時00分 開会

〇稲田委員長 ただいまから都市経済委員会を開会いたします。

本日は、配付しております日程表のとおり行いますので、よろしく願いいたします。

本日は当局から7件の報告がございます。

初めに、都市整備部から4件の報告がございます。

まず、弓ヶ浜公園旧わくわくランドの有効活用について、当局からの報告をお願いいたします。

北村都市整備課課長補佐。

〇北村都市整備課課長補佐兼公園街路担当課長補佐 そうしますと、弓ヶ浜公園旧わくわくランドの有効活用についての説明をさせていただきます。

まず、経緯ですけれども、令和元年8月に開設しました米子市公民連携窓口「いっしょにやらいや」において、弓ヶ浜公園旧わくわくランドの有効活用について募集提案を行いましたところ、1件の事業提案がありました。提案内容は、旧わくわくランドでバーベキュー場を運営するというものです。本事業提案が旧わくわくランド有効活用に資するものと判断し、事業実施に向けて準備を進めています。

事業概要ですが、移動型ガスボンベ式のバーベキューコンロを4台置き、予約制で利用者が食材を持ち込み、管理者のもと各コンロで調理し食事をするものです。コンロの利用時間ですが、1グループ1時間としております。利用料金につきましては、1時間3,500円1台当たりを予定しております。利用後のごみの処理ですけれども、利用者が持ち帰ることと、今事業実施をしようとしております。利用後につきましては、管理者がコンロの清掃、準備を行い、次の利用者が続いて利用するものです。

名称ですが、バーベキュー場の名称は「弓ヶ浜BBQガーデン」とし、「家族や仲間とあつまろう！外で食べればみんなが笑顔」をコンセプトにバーベキュー場を運営するものです。

バーベキュー場の運営開始ですけれども、令和2年の4月を今は目標としております。今後、オープンまでに配管等の設備工事を行う予定としております。その費用については、全て事業者が負担するものとしています。

令和3年度以降の運営方法につきましては、令和2年度事業の状況等を踏まえて、事業者とあわせて協議して検討していきたいと考えております。

2ページ目ですけれども、事業者からの旧わくわくランド有効活用における提案書の概要をつけておりますので御参照ください。

以上で説明は終わります。

〇稲田委員長 当局からの報告は終わりました。

委員の皆様から質疑、御意見を求めます。

前原委員。

〇前原委員 これ、バーベキューはわかったんですが、事務局、受付っていうのはどこに置くんですかね。

〇稲田委員長 北村課長補佐。

○北村都市整備課長補佐兼公園街路担当課長補佐 受付はこの事業者のほうの管理者がおりまして、そこを一応基本的には旧わくわくランドに事務所というか待機をしますけども、今のところ電話予約か、その取り次ぎ予約といいますか、そういうような形を考えているということでした。

○稲田委員長 前原委員。

○前原委員 それとですね、事業効果のところの予算化されてる売り上げの年間売上（概算）って書いてますけど、これは何に基づく金額になってるんですかね。1,318グループってというのは、何をもとに出された金額なんですか。

○稲田委員長 北村課長補佐。

○北村都市整備課長補佐兼公園街路担当課長補佐 その概要の事業効果の4番のところの上に3番の提案の詳細というのがありますけども、この中では1年間の4月から3月までの中で月に、稼働日数を推測いたしまして、それに伴ってテーブル数掛ける時間掛ける稼働日数ということのうち、70%が稼働するってということで1,318を出しております。

○稲田委員長 前原委員。

○前原委員 これだけのグループが予約されて利用されると予測されてるってことですかね。

○稲田委員長 北村課長補佐。

○北村都市整備課長補佐兼公園街路担当課長補佐 この事業者さんのほうが、ほかのところでも、ちょっとそういうようなことをされてるってということでの実績から予測されたっていうふうに聞いてます。

○前原委員 わかりました。

○稲田委員長 ほか、ございますか。

伊藤委員。

○伊藤委員 一つの提案で、基本的にはいいことかなとは思いますが、ごみの場合、これ利用者持ち帰りっていうふうに言われたんですけども、利用者が持ち帰らなかった場合だとか、あと、この1グループ1時間っていうふうな想定なんですけど、2時間も3時間もおられた場合はどうするかとか。ここは設置型ですけども、自分のところでバーベキューコンロとか持ってきてされた場合はどうするかとか、何かそういうようなちょっと心配があるんですけども、その辺のところは検討してこられたんでしょうか。

○稲田委員長 北村課長補佐。

○北村都市整備課長補佐兼公園街路担当課長補佐 まず、ごみの件ですけども、まず来られた、予約される段階でゴミについては自分で持ち帰るということで話をされるってことです。ただ、今、事業者のほうもゴミの処理については料金を支払えば事業者のほうでやることも検討をしているってことでございます。

時間ですけども、この事業者さんのほうの今の考え方といいますのが、オーストラリア式みたいなことを言われておりまして、オーストラリアのほうでは、バーベキューを使ってそれを食事をしてすぐに帰るというようなことが一般的だそうできて、1時間ってというのはそういうふうに設定をされてます。この2時間の開始時間についてはちょっと予約の段階にどうするかは聞いておりません。

それと、一般の方がみずからバーベキューセットとかを持ってきてとかっていう話があ

りますけども、基本的に公園内での火器は使用を禁止しておりますので、そういう方がおられた場合は指定管理者のほうが注意をして、やめてもらうっていうことになろうかと思えます。

○稲田委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 最後のところから言えば、一般の市民はわかんないですよ。何か全体が、本当にしっかりと周知がなされればですけども、ああ、ここでバーベキューやっていいんだっていうふうにやっぱり思われる方がいらっちゃって、何かちょっとトラブルのもとになるんじゃないかなんて思っていますので、周知の方法だとか、徹底するというようなことをして、何かまあ、皆さんが気持ちよく過ごしてもらう公園なのでそういうふうにしてもらいたいと思っています。

次に、オープン屋根つきで1時間食べてさっと帰るっていうのは、オーストラリア式なのかもしれませんが、日本のやっぱりその、今までお花見だとかバーベキューをするっていったら、何かやっぱりゆっくり食べながら話しながら時間を過ごす、1時間でさっと帰るっていうのはなかなか想定しづらいんじゃないかな、どういうふうに、何かその、そこら辺のところ考えられてるのかわかんないですけど、そこら辺をもうちょっと何か詰めて話していただきたいと思います。例えば、1時間3,500円は、あっ、何か皆さんリーズナブルで行きたいなって思っている、それが2時間3時間になって、結局は1万円だったみたいなことになると、またトラブルになっちゃうんじゃないかなと思いますので、ちょっと、そこら辺のところを今、実際にやってらっしゃるというようなことですけども、皆さんに伝わりやすい方法でトラブルのないようにと思います。

あと、ごみのことなんですけども、ごみ処理をあわせて行うというふうなところが、利用されたらいいと思うんですけど、あそこ風が強いんで、ごみ、飛んでしまいますよね。なので、やっぱり一般の使用、利用者さんも何か余りよくないんじゃないかなと思いますので、そこら辺のところはちょっと徹底して、お願いしたいなというふうに思っています。

(「繰り返し、済みません。」と前原委員)

○稲田委員長 前原委員。

○前原委員 済みません。ちょっと思ったんですけど、食材は持ち込みですよ。となると、調理とか切ったりとかしますよね。そういった炊事場とかはあるのか。それと、やっぱりごみってやっぱり問題になって、どこのバーベキュー場も見つからないように駐車場に捨てたりとか入り口に捨てたりとか、結構、河原なんかでも問題になってて、その辺がクリアできるんですかね。その辺が、余りにも中途半端な今の段階の計画なので、それを明確にしないとかがあって公園がだめになってしまう、ごみで、と思うんですよ。それから、夏場とか花火、日中だからしないのかもしれませんが、若者たちが酒に酔っぱらって暴れてたりとか、そういうことも考えられなくもないです、こともありますので、否定的なことを言って申しわけないんですけども、その辺の管理ができるんですか。

○稲田委員長 北村課長補佐。

○北村都市整備課長補佐兼公園街路担当課長補佐 まず、その管理の前に、洗い場等につきましては、4月までにシンクを設置する工事をする予定としております。

今の管理的なことですけども、それについては事業者のほうに、ちょっともう一度よく協議をしながら検討してまいりたいと思います。

○**稲田委員長** 戸田委員。

○**戸田委員** 先ほどからずっと出てますけど、1時間当たり3,500円。私も隣の日吉津村さん、よくバーベキューガーデンに使わせていただくんですが、私は半日おるんですけども、1時間でバーベキューはほとんどできませんわ。その辺の実態調査を把握されてこの事業を本当にきちっと精査されたんでしょうかね。その辺を、隣の日吉津村さんなんかの実態なんかも調査されましたか。

○**稲田委員長** 北村課長補佐。

○**北村都市整備課長補佐兼公園街路担当課長補佐** まず、その1時間でっていうのの考え方なんですけども、一応ガス式のバーベキューこんろということで、すぐに火がついて食材が焼けるような温度まで達するというふうに聞いております。そのあと、しきりに1時間は短いんじゃないかということをおっしゃってありますが、ちょっと、そこら辺は事業者のほうと1時間で完全に区切るのか、当初の予約の段階で2時間とかという設定ができるのかどうかは、まだ詰めていきたいと思っております。

あと日吉津村なんですけども、委員言われますように、日吉津村のキャンプ場なんですけども、AサイトとBサイトという2カ所のキャンプ施設と申しますか、あれがありましてAサイトは約100平米、10メートル掛け10掛けになるんですけども、これが日帰りだと3,180円ということです。あと、Bサイトが25平米ですので、5メートル、5メートル掛けぐらいですので、本当にバーベキューだけをするのであればこの面積に足りるのかなとは思いますが、これが1,540円というふうになっておまして、あと、バーベキューこんろにつきましては、レンタルがあるというふうには聞いておりますけども、自前のところでバーベキューこんろとかは持って来られてもいいってことはありますんで、一概にそのこんろの貸し出しっていうことはわかりませんが、今の段階、ちょっと聞き取りはしてないんですけども、その料金体系からしますと、ちょっとこの3,500円ってというのがちょっと高いのかもしれないことはうちのほうでも思っておりますが、事業者さんのほうが一応、この今の段階ではこの金額で設定しているっていうことになっております。

○**稲田委員長** 戸田委員。

○**戸田委員** その辺の実態を調査されて、本当に市民にとってそれが妥当かどうか、利用者側の立ち位置から、やはり、それは私は判断していくべきだと私は思いますよ。私も、今、本当にしょっちゅう家内と孫と一緒に行くんですけど、水道もきちっと配置されていて、すごくスペースもきれいですし、今、先ほど来から議論になってるごみもきちっと持って帰るといような、そういうようなきちっとしておるんですが、その辺のところ十分に検討していただければなと思っております。それで、私、この事業、いいんですけど、この事業を行うに当たって、本市にどのような効果が創出できるのか、その辺のところどのように考えておられる。その辺をまず、それがまず伺っておかなければいけないなと思っております。

○**稲田委員長** 北村課長補佐。

○**北村都市整備課長補佐兼公園街路担当課長補佐** 一応、この提案、事業内容の提案書のほうにも書いてあるんですけども、食材を持ち込むっていうことがありますので、地産地消ということで、その辺、経済効果を見越しているというふうには書かれていますし、あと、

売り上げについても、微々たるものかもしれませんが、税金のほうが入ってくるんじゃないかっていうふうに考えております。

○稲田委員長 戸田委員。

○戸田委員 最後にしますが、私、いいことだと思うんですよ。そういう市民の憩いの場を提供するというのが、私はいいんだろうなと思うんですが、最後のその他のところで、令和2年からそういうような、また3年度以降の運営方法についてはまた再検討するというようなことの記述があるということは、本来もそこに踏み切っているのかどうかという、ある程度の危惧感も感じておられるのではないかなと私は思っておるんです。だから、今、聞いたのは、本市にとってどのような効果が創出できるのか、そういうふうな観点からこの事業を実施していきたいというような、私は、説明があれば、まだ理解できると思うんです。そこは、まだ、ここも不明瞭の部分があるので、まだちょっとその辺もあるかなというような感が否めないんですよね。だから、その辺のところを十分に、近隣の様態なり調査をされて、十分な検討の上で、私はスタートを切られるのは私はいいと思うんですよ。部長、どうですか。

○稲田委員長 錦織都市整備部長。

○錦織都市整備部長 このバーベキューの関係につきましては、当然民間事業者さんがされるということですので、当然、行政とは違いましてやっぱりもうけといいますか、やっぱり営利にてされる部分がございますんで、そういう点では、やっぱりちょっと若干高いのかなという気はしております。そういうところも含めまして、実際に、これが本当に継続的にできるのかどうかということもございますので、令和2年度については試行的にやって、その状況を踏まえて、令和3年度以降継続できるかどうか、そういったところを検討したいということで書かせていただいているというところでございます。

○稲田委員長 戸田委員。

○戸田委員 最後にするけど、やっぱりそのところを、ある程度スタートを切ってみて検証するというものではなくて、やっぱり、確たるもののそういうふうな市としての立ち位置をお決めになって、やはりこれは市民サービスの向上に寄与していくんだというような観点を十分に精査した上で、この事業を私はやるべきだと思いますよ。そういうふうな考え方を、私はある程度再検討をして、スタートに当たっては十分な検討を私は要してほしいと。これは指摘しておきたいと思います。

○稲田委員長 田村委員。

○田村委員 ちょっと確認させていただきたいんですけど、この、いわゆる事業をされる範囲ですよね。一番最後の資料の最後の写真、航空写真あるんですが、丸くしてあって旧わくわくランド、この枠内なのかな。広場と屋根つきのところと含まれてるとこなんですけど、2枚目のところに、この活用方法の提案の中で、バスケットコート内で云々かんぬんってのがあって、そのバーベキュー場を設置することで監視はできるものとあるんで、範囲としてこのコートも入ってるんですか、どうなんですか。

○稲田委員長 北村課長補佐。

○北村都市整備課長補佐兼公園街路担当課長補佐 わくわくランドの跡地は、言われるように今の3枚目の写真の丸で囲んだあたりなんですけども、今の事業者さんのほうが、バスケットコートでのスケボー禁止事項っていうことを書かれてますけども、事業者さんの

ほうがこの現地状況を確認に行かれた際に、スケボーの利用者のほうがバスケットコートでやってるようなことが目に余ったので、管理者が近くにいれば、そういうことも注意ができるんじゃないかっていうふうに考えを持って、ある意味、サービスの感じのところを書かれているっていうことでございます。

○**稲田委員長** 田村委員。

○**田村委員** わかりました。まあ、それは非常にありがたいことなんですけど、それでは、この事業をされるのは、この旧わくわくランドの赤い丸の中ということ考えてよろしいですね。

○**稲田委員長** 北村課長補佐。

○**北村都市整備課長補佐兼公園街路担当課長補佐** 旧わくわくランドの土地がこの赤い丸の中のところになりますので、その中での事業になります。ちっちゃい写真のほう、上のほうなんですけども、大体、今考えているのは、この花壇といいますか、ここで囲った中にバーベキューコンロを置いてというふうに考えておられるようで、そこは、雨が降った際にどうしてもやりたいという方がおられた場合に、移動式ですので下のちっちゃい写真のほうにあるこのテントがあるほうでっていうふうに、今、検討はされております。

○**稲田委員長** 田村委員。

○**田村委員** わかりました。これ、市の土地を事業者に貸すわけなんですけど、地代はお幾らいただく予定なんですか。

○**稲田委員長** 北村課長補佐。

○**北村都市整備課長補佐兼公園街路担当課長補佐** 一応、これ、今の段階では、市とタイアップといいますか、という形で市も絡んでおりますので、この令和2年度につきましては、ちょっと変な言い方でお試しという形ですので、今回については、その土地借料はいただかない方向で…。

（「それ、ただなんですか。それ、ちょっとおかしい。」と田村委員）

○**稲田委員長** 田村委員。

○**田村委員** どうなんですか。その、市のタイアップということはいいのですけれども、これ、市民の財産でございまして、それを一事業所のいわゆる事業、所得、収入を得るための事業に供するというのは、その考え方ってどうなんでしょう。間違いだと、僕ちょっと思うんですが。公共性の面からどうなんでしょう。

○**稲田委員長** 北村課長補佐。

○**北村都市整備課長補佐兼公園街路担当課長補佐** 今、言われるとおりにだと思いますが、最後のほうに書いてますように、2年度以降、3年度にはその辺を含めてあわせて協議と検討して行って、事業が継続できるものかどうかというのを検討していきたいと思っております。

○**稲田委員長** 田村委員。

○**田村委員** 最後、ちょっと。項目が長くなって、まあ最後にしますが、ちょっと、この写真見る限り、いわゆる僕も何回も行ったことあるんですけど、このわくわくランド結構広いですね、いろんな遊具があったところ。ここに4グループが転々と荒涼とした中で、焼くというすごく壮絶な光景が思い浮かぶわけなんですけれども、もっとこう狭くてわいわいしてる、隣同士が、お宅どちらから来ましたかみたいな雰囲気であれば、まだいいの

でないかと思うんですよ。ちょっとそのエリアの設定の仕方が、余りに甘いなというふうに思います。もうちょっと、これ、実施されるのであれば、先ほど来、委員さんからも意見が多々出ておりますけれども、やはり実施前には公募を含め、ちょっと再検討を要するなと思います。これ、意見です。以上です。

○**稲田委員長** ほかほかございますか。

遠藤委員。

○**遠藤委員** よくわからないのは、市と利用事業者がタイアップするんだとあって、市の役割と事業者の役割というのは、これ、一体どういうふうになるんですか。

○**稲田委員長** 錦織都市整備部長。

○**錦織都市整備部長** これについては、公民連携という形で提案募集をしたというところでございまして、要は、市のほうとしては場所のほうをお貸しして、その事業者さんのほうにその場所を有効活用していただいて、市民の方に憩いの場としていただくというような、場所をお貸しする立場と有効活用していただくというような役割があると思います。

（「事業者さんは…、どういう意味。」と遠藤委員）

事業者さんは、要は、市のほうから借りられた土地を有効活用されて、市民の方のその利便性の向上をしていただくという形で…。

○**稲田委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 先ほど、戸田さんの質問があったかな。洗い場をつくるって話があったね。これは事業者がつくるんですか。

○**稲田委員長** 錦織都市整備部長。

○**錦織都市整備部長** 今の洗い場につきましても、事業者さんの全ての負担ということでしていただきます。

○**稲田委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** その場合には、排水の処理はどういう形でされるんですか。

○**稲田委員長** 北村課長補佐。

○**北村都市整備課長補佐兼公園街路担当課長補佐** 現在、旧わくわくランドのところにもトイレがありますので、そのところの下水の配管とかが来ておりますので、それにつながるような形になろうかと思っております。それについても、事業者さんのほうでの負担で排水設備の工事を行っていただくようにしております。

○**稲田委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 今、トイレの使ったある下水を使って、加茂新川に流すということですよえ、排水は。違うんですか。

○**稲田委員長** 福住都市整備部次長。

○**福住都市整備部次長兼都市整備課長** 今の遠藤委員さんが言われる排水につきましても、旧わくわくランド内にトイレがございまして、そこに下水道が接続してありますので、その下水道施設に排水を接続するということを考えておりました、その洗ったものを直接その川に放流するということは考えてはおりません。

○**稲田委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** その下水道に直接接続させる管は全部事業者が負担するってことですか。

○**稲田委員長** 福住都市整備部次長。

○**福住都市整備部次長兼都市整備課長** 施設については、提案者が工事をするというふうに協議をしております。

○**稲田委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** それから、もう一つ思うのは、周辺には住宅団地がありますよね。周辺には大きい住宅団地。その辺の住宅関係の配慮っていうのは検討されたんですか。

○**稲田委員長** 錦織都市整備部長。

○**錦織都市整備部長** 今回、試行的といいますか、形でございまして、バーベキューコンロ自体もまあ4台という形で少数でございまして、その部分で大きな影響はないという事で考えてはおります。

○**稲田委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** やる側の人っていうのは、いっつもそういうふう言うんですよね。それを受ける側の人っていうのは相当…（聞き取れず）…。やかましてかなわんが、迷惑だ。こういうことが起こるんじゃないか。しかも公園の施設ということになると、市民の財産。営利業者が勝手に自分の財産を使って営業するのとわけが違います。そこに市が1枚かんだらということになってくると、そういう住宅関係の配慮というのは、果たして検討されてるかどうかです。例えば、周辺自治会長さんあたりにそういう住民の皆さんに意向を聞くとか、それでいいんだろうかと。市の財産だから、自分らが勝手に業者を決めてやればいって、そんなレベルではないと。そういう配慮がなければいかんと思いますよ。これ悪いけど弓ヶ浜公園、私が提案したものです、申しわけない。当時その住宅に住んだたんもんだから。つくづくそう思うんだけどね。で、このわくわくランドのときなんかで物すごく騒ぎがあって、周辺の住民が皆さんがやかましてかなわんと、こういう声も一時出たこともあるわけです。そういうことの配慮がこの計画の中に検討されておるかどうか。あるいは近隣のそういう自治会の皆さん方と話し合いが済んでおるのか、詰まっておるかどうなのか、こういうところが心配なんだ、話しされたんですか。

○**稲田委員長** 北村課長補佐。

○**北村都市整備課長補佐兼公園街路担当課長補佐** まだ、話はしておりません。

○**稲田委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** もう一つ思うけども、今、各委員が言われたことを聞いてね、米子市が事業をするということは、ただ土地だけを貸せるということであるのか、それとも、この事業を、米子市が土台になってやるという以上は財産が絡むわけだから、賃貸だけの問題で済むのか。なぜかという、行政財産でしょ、公園という。土地があいとるけん、裸になっとるけん、何に使ってもいいわという話じゃないでしょ。行政財産を民間に貸与するということの意味から見たときにどう事業を位置づけるかということだと思っんですよ、これ。そういう面から考えると、要綱をちゃんとつくって、やっぱり事業者の負担なり、管理なりということも含めながら、市の監督ということも含めながらどういうふうにするかっていうもののひな形が示されなきゃいけないじゃないですか。それをなしに何か一つ一つ聞かれると、これから検討しますわ、それは次のことで考えますわという話ばかり出てくるけど、それでは説明にならんと違うかな、これ、議会に対して。そういう懸念もあるんで、私はきょう、これ、承認しがたいと思っるとるだがん。

それからもう一つ、今、田村さんが言ったけども、借地料の問題がある。行政財産を貸与するという条件の中に無償貸与というのが出てくる。そんなことは1年間やってみにゃわかりませんって、そんな、僕は財産の管理のありかたって、おかしいと思うよ、これ、感覚的に。そういうことを考えると、都市整備部だけでなしに総務管財課や、そういうあたりとの調整はできてるの、これ、内部調整は。

○**稲田委員長** 北村課長補佐。

○**北村都市整備課長補佐兼公園街路担当課長補佐** 内部調整といえますか、ちょっと法制とかのほうにはいろいろと相談はかけている状況であります、総務管財課のほうについては相談はしておりません。

○**稲田委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** これね、今の報告段階で、間違っただ、結構ですって委員会で認めるわけにいかん。土台ができて上がってない、ということをつけ加えて、委員長まとめてください。

○**稲田委員長** 3月に、もう一度再提出いただいて、予算には何か上がりますか、ないしは議案で上がりますかね。

北村都市整備課課長補佐。

○**北村都市整備課長補佐兼公園街路担当課長補佐** もともとうちのほうで事業予算をするような事業がないので、予算を計上しておりませんので、こちらのほうを…。

○**稲田委員長** ということは、上がってきとる報告案件ということですね。

(「4月から供用を開始するって言っとるわけだけん、それはちょっとならんだないかや。」と戸田委員)

○**稲田委員長** 矢倉委員。

○**矢倉委員** これ、市長にはもう話してあったの。

○**稲田委員長** 錦織部長。

○**錦織都市整備部長** 当然、市長のほうまではお話しして、これでいこうということで、きょうは御報告させていただいたということです。

○**稲田委員長** 矢倉委員。

○**矢倉委員** そんなに言うならおまえやちやってみやい。責任は俺がとうわというふうに市長が言ったのかどうなのか。ただね、出とるように、私、本会議で言ったことが、9月議会で言ったんだけど理念がね、僕はきちんとしてしとらないかんと思う。市長が何言っていただけでも結果は全てですけん。こういうとこに出てくるんだよ。物事をするんだったら皆さんが言われたとおりだがん。当たり前のことだがん。それができてなくてね、説明する市長もそれでよかったなんて、そげなことは通らんで、社会で。まあええ、わしもずっと聞いちゃったら、あんまりひどいから一言言ったけど、ちょっとこれは、これだけの問題ではないんじゃないのかなと。あんまりにも、何ていうか、雑というか、拙速過ぎるなあ。部長どげ思うの。

○**稲田委員長** まず、行政財産の貸し出しのあり方ですね。無償貸与というのがいかかなものかというのがまず1点。それから、前半のほうに出ました、そもそもその時間当たり3,500円であるとかが……。

(「ちょっと待てや。今部長に…。」と矢倉委員)

○**稲田委員長** 失礼しました。

錦織都市整備部長。

○**錦織都市整備部長** 今、委員さんのほうにちょっと御意見いただいたというところで、ちょっと煮詰まっていないというところがございましたので、そこら辺については再度ですネ…。

[傍聴席で発言する者あり]

○**稲田委員長** 傍聴の方、お静かにお願いいたします。

答弁、続けてください。

○**錦織都市整備部長** 再度整理をさせていただいて、また、3月議会のほうにちょっと御報告をさせていただきたいということで考えております。

(「拙速なことがないように。」と声あり)

○**錦織都市整備部長** はい。

○**稲田委員長** では、再提出いただくということで。

遠藤委員。

○**遠藤委員** ここの弓ヶ浜公園といったら都市公園だよネ。違うかいナ。

○**稲田委員長** 福住次長。

○**福住都市整備部次長兼都市整備課長** 都市公園でございます。

○**遠藤委員** もう一つ、湊山公園も都市公園ですよネ。

○**福住都市整備部次長兼都市整備課長** はい。

○**稲田委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** そうすると、湊山公園が今、桜の時期にね、あそこで少しするやなこういうことをやってみたいというような市民の方相当あったんだけども、これ、課のほう拒否したよネ。それで、今、使えない状況だよネ、一般的には。これ、弓ヶ浜公園ではできるけども湊山公園ではできないというふうな、そういうある意味でも差別感をつくっちゃう。それとも、両方とも管理はうまくいければつけるようにするというふうにしちゃうの、どうするの。公園という行政財産の使用に差がつくということは、法務上よくないんじゃないの。

○**稲田委員長** 錦織都市整備部長。

○**錦織都市整備部長** 湊山公園の桜まつりの期間中につきましては、観光協会のほうが回答がありまして、その中でそういったバーベキューについてははしないという形でやられるというところがございますので、湊山公園自体が禁止してるというところではございませんので、年間数件ではございますけど、そういった形で許可をさせていただいているというところもございますので、湊山が全部を禁止してるというところではございません。

○**稲田委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** そげかやてって聞く人もおおかもしれんけど納得できんで、そげな話は。観光協会は委託しとるんでしょ、あれは、実施管理を。観光協会はそこを占用しとるわけじゃないでしょ、あれ。

○**稲田委員長** 錦織都市整備部長。

○**錦織都市整備部長** その桜まつり期間中につきましては、観光協会さんのほうがあつ場所を占用しておられるというところで、その中でそういった取り決めでやられるというところがございます。

○遠藤委員 占用をしとっておるということだけでも、それを今言ったように今度は弓ヶ浜でそういうことができることになっちゃうと、その占用条件の中にできるということの中身を持っていくようにしていかないといけんと違うの。借りてる側が、いけんって言っちゃけん使わせませんわ、使えませんわ。借りてる側がいいって言っとりますけん使いますわ。こういう都市公園の使い方が出てくることになるで。一番もとになるのは、公園を持つとる、行政財産を握っておる行政がどうその行政財産を使うかということの観点で、占有してる側に対しても、こういう条件をつくったんで、そこだけはちゃんときちんとした形で使ってまわにやいけませんわという、こういうことにもなっていくんですよ。だけん、一切それはもう借りとるもんが決めることだけん、一切関係ありません、片一方は同じように使ってもいいというもんがやっておるけん、使います。これはちょっとおかしい話でしょ、市民に。だけん、例えばこういうこんろを持って使える方がおられたならば、それは観光協会に対しても使える範囲として認めてもらえるような取り組みをしてごせえということと言わないとバランスが合わんじゃないの、湊山公園と弓ヶ浜公園の。そういうことも含めた検討が必要じゃないの、これ。

(「検討しないや。」と声あり)

ちょっと余りにも、拙速どころか知恵が足りなさ過ぎるぞ、こりゃ。その事業者って誰だよ。

○稲田委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 わしゃ、何でもかというとな、行政がこういうふうな、この書いてあるように一緒になってやらいやということをやると、僕はええよ。ええけども、じゃあこの言った者は一切表に出せませんわと。そんな話はないで、これから。この中身っていうのは、相手さんがこういうことでこういう方がこんなこと言ってこられましたと、堂々とそれは公表すべきことだよ、これは。準執行者だもん、ある意味では。それを行政が受け入れたってことでしょ。それは公表できません、相手が現場に来てみたら顔見てください、そんな話は通らないよ。どういう性格の人なのか、今やとる部署の声が出たが、指定管理者がやるの、これ。そういうことなの。

○稲田委員長 北村課長補佐。

○北村都市整備課長補佐兼公園街路担当課長補佐 事業者さんは指定管理者ではありません。まだ、事業者さんとの覚書なり協定書等、まだ何も交わしてないんで、ちょっと公表のほうは差し控えてさせていただきたいと思います。

○稲田委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 4月1日からやりますって言っとってな、まだ、文書の協定ができとりませんけん公表差し控えます、そげな話はないじゃないの。だって4月以降、やるかやらんかわかりませんっていうならまだわかるよ。4月1日からやりますよって言っとってだで、文書で協定ができとりませんけん業者の発表はまだできませんって、そんな話ってある。ちょっと、市長も慌て過ぎじゃないの。何でもかんでも形の変ったもんやりゃええってもんじゃねえんだで。

○稲田委員長 錦織都市整備部長。

○錦織都市整備部長 済みませんけども、先ほどもちょっと申し上げましたけど、ちょっといろいろそういった整理をしまして、再度、また3月の議会のほうで御報告をさせてい

ただくというところでよろしくお願ひいたします。

○**稲田委員長** では、そのようにさせていただきます。

又野委員。

○**又野委員** ちょっと違うというか、今もう本当に皆さん聞かれたので、聞こうと思ってたことももうほとんどわかったんで、この提案書の概要の中で、スケボーパークの話、先ほどもされたんですけども、バスケットコートの方でスケボーされてる方が多いということで、このスケボーとか、スケボーパークとかバスケットコートの利用者の中で、把握はしとられるんですかね。

○**稲田委員長** 北村課長補佐。

○**北村都市整備課長補佐兼公園街路担当課長補佐** バスケットコートと、スケートボード用なんかにつきましては自由利用ということで、誰が使っているかというのは把握はしておりません。

○**稲田委員長** 又野委員。

○**又野委員** この事業者さんが見られてってことなんですけれども、私も、この間平日ちょっとこれ見てから行ってきたんですけども、まあ確かにスケボーのパークのほうじゃなくて、バスケットコートの方でスケボーしとられるんですよ。スケボーパークのほうでスケボーはしてる人はそのときは一人もいないのに、バスケットコートでスケボーしてるっていう状況がありました。例えば、それはなぜなのかっていうところを調べないと、結局これ監視したとしても使いづらいとか、実際スケボーしてる人は、スケボーパークを。そんなことだったら、全くこれ監視したとしても意味がないと思いますんで、利用者の人とかから、やっぱり何でそっちでするのかとか意見を聞いたりして、改善できるものは改善していかないと、監視するだけでは何の改善にもならないっていうか、そういうふうに思いますけど、そこら辺はできるんでしょうか。

○**稲田委員長** 北村課長補佐。

○**北村都市整備課長補佐兼公園街路担当課長補佐** 利用者のほうに、その辺は確認してみたいと思います。

○**稲田委員長** 又野委員。

○**又野委員** ぜひとも、それはしていただきたいと思います。それと、バスケットコートの方でバスケしてる人は一人だけだったんです、そのとき、平日なんですけども。結構スケボーのほうも五、六人とかいたんで、実際その面積の割合とかもどうなのかっていうところも考え直したほうがいいのかと思いますんで、意見です。よろしくお願ひします。

○**稲田委員長** よろしいですね。

では、次に行きます。

次に、米子駅周辺整備について、当局からの報告をお願ひいたします。

松本都市整備課米子駅周辺整備推進室長。

○**松本都市整備課長補佐兼米子駅周辺整備推進室長** 米子駅周辺整備についてということで報告をさせていただきます。

まず、1番の米子駅南北自由通路詳細設計におけるデザインの進捗状況についてというところで報告をさせていただきます。

1ページ目でございます。昨年の8月、9月に実施しましたパブリックコメントの後、

詳細設計の進捗に伴いまして修正を加えた部分、自由通路のデザインについて修正を加えた分がございますので、報告をさせていただきます。

まず、1 ページ目の自由通路が書いてあります中ほどでございます。展望室を自由通路を設けることにしております。こちらのほうが当初設計のほうが八角形の展望台、斜めの方向を見るというような展望にはなっておりましたが、こちらのほう、躯体の構造の簡素化ですとか、スペースの拡大ということも踏まえまして、四角形、長方形型の展望スペースにしております。

こちら3 ページ目をちょっとごらんいただきますでしょうか。これ、後で説明します県産材の使用のイメージということでの平面図でございますが、この平面図の真ん中あたり、7番と丸が書いてるところが展望スペースでございます。当初はこの展望スペースの角、点線を入れておりますけれども、このスペースが展望スペースということで考えておりました。先ほど申しましたように、スペースの拡大ということを考えまして、機能としてより使いやすい展望スペースということで計画をしております。あと、この平面図ですけれども、左側が駅北広場側、右側が駅南広場側になっております。エレベーター、北側ですね、エレベーターって矢印で書いてございますけれども、当初御説明をさせていただいておりました予備設計のときから、エレベーターの位置と仕様を変更しております。当初のエレベーターの位置が、ちょっと、この図面に落ちてなくて申しわけなかったんですけども、自由通路の左側④と書いてあるあたりの階段の横にエレベーターを設置しておりました。ただ、こういたしますと、自由通路を南から北、北から南に移動されるエレベーターを使える方の動線と米子駅と新しい駅ビル、こちらの動線の移動がかなり人が多いというふうに想定しておりますので、これが直接ぶつかって危ないのではないかとということもございまして、エレベーターを駅ビルのホーム側、南側に設置をいたしました。ここから、例えば、自転車を押される方とか車椅子の方とか、シニアカーの方というのは、こちらでエレベーターに乗っていただいて、1階におりて駅北広場のほうに行っていただくと。直接動線が触れないというような形にしております。

あわせまして、当初ちょっとスペースの関係で、エレベーター自体を役所の本庁舎のエレベーターのように、入って下についたら今度、振り返って後ろに出る、車椅子になるとバックで出るというような仕様でございましたけれども、場所を変更しました関係で貫通型、入ってそのまま前に出るというようなエレベーターに変更をしております。

続きまして、2 ページ目を見ていただきますでしょうか。こちらのほうが、ファサードの部分の設計を進めていく段階での変更点、修正点でございます。まず、上のほうが北側、下が駅南側でございます。左のパブリックコメントをしたときから、変更になりました点、何点かございますので、説明させていただきます。

まず、左側①と書いてありますけれども、階段部の頭上空間を確保するため高さを変更と書いております。この部分には、だんだん広場側に向かう階段がございます。こちらの階段の仕様規模を決定しまして、実際に頭上のクリアランス等を計算しましたところ、もう1メートル弱広げて、1メートル強ですね、1メートル少し広げて空間を出したほうが解放感があってよろしいのではないかとというふうにもありましたので、そういう形で今、設計を進めております。

2を飛ばしまして3になりますけれども、当初左側と右側が非対称の四角でなっとりま

したけれども、左側の四角、先ほど申しました部分を高さを上げました関係で、ほとんど差がなくなりましたので、逆に少しこちらは下げまして高さをそろえて南北軸をあらわすもの、大きいフレームですね、こちらを強調したデザインにしております。

2番を飛ばしましたけれども、2番は当初、パブリックコメント時ではエスカレーターの出口のところを少し隠して、上がって来る部分をカバーを覆うような形にしておりますけれども、登られた方も駅前の方がよく見えるような解放感があるようにということで、ここの壁はなくしました。

4番でございますけれども、ひさしでございます。当初の設計ですと、バスターミナル側、だんだん広場側の出口のひさしと、真ん中はこの大きいフレームの部分を使ってひさしというふうにしておりましたけれども、フレームの部分がやはりちょっと高さがありますんで、雨風をしのぐというところの分から考えますと、ひさしをつなげたほうがよろしいのではないかと。南側につきましては、このひさしがつながってて解放感であるよっていうところがいいのではないかっていう御意見をパブリックコメントでもたくさんいただいておりましたので、そちらにちょっとそろえました。

最後、5番で書いてありますけれども、こちらは1階部分、壁を設けて茶色い分ができておりましたけれども、ここの部分を壁をとりまして、奥に公衆トイレとかもございまして、できるだけ視界を広げて使われる方も安心して安全に使われるというところと、自由通路、エレベーターからおりられますとここの奥に出てきますんで、可能な限り見晴らしがよく解放感があるようなデザインにしております。

下のほう、南側、駅南広場側のほうにつきましては、大きいフレームをつくっておりましたが、こちらを少し縮小しております。この縮小しました理由のほうは、エスカレーターの仕様が決定しまして、当初は少し大きい黄色い点線で下のところに青い丸を設けておりましたけれども、ここにエスカレーターの機械がひっかかるというような想定でつくっておりましたけれども、最終的には右のほうに、約2メートルから3メートルずれたところに張りがあるということになりまして、その分だけをずらしたというところで、フレーム部分を少し小さく深くしております。こちらがファサード部分の変更点でございます。これに基づきまして、今、事業費でありますとか、そういったところの積算は行っておるところでございます。

3ページ目でございますけれども、3ページ目は自由通路内の県産材の使用イメージということで書いております。本市は公共施設を建築します際の方針としまして、米子市公共建築等における木材の利用促進に関する基本方針というのを定めておまして、県産材の利用に努めるということにしております。本自由通路につきましては、木造での建築というのは困難でございますので、内装部分に県産材のほうを活用していこうという方針で、今、考えております。県産材の使用に関しましては、どうしましても何十年もこの自由通路を使うっていう想定をしておりますので、例えば床面でありますとか、壁面のよく触れたり、自転車も通れますのでよくぶつかったりというところだと、管理上いろいろ長い目で見ますとコストの面もいろいろございますので、現状は天井面に使うということで考えております。

3ページ目の平面図でございますけれども、こちらが自由通路の天井面、茶色い部分が木材を使用するというところで想定をしております部分でございます。天井面は全体を一面

を木ということですのでではなくて、自由通路の方向、南北の軸ですけれども、これをあらわすラインが出るようなデザイン、ちょっと真ん中白く抜いてあるようなデザインにはしております。ただ展望室や、例えば、5番、⑤で通路の横がちょっと灰色になって窓がないという部分を設けておりますけれども、こういったところは、例えば観光情報のポスターを張ったりとか、そういったスペースを今ちょっと想定をしてるんですが、そういった部分の天上の部分には全部木質化をしようというふうに考えております。

自由通路の外側、フレームがあってガラスがあってその外側、ここでいきますと1番のAでありますとか、南側ですと10番のAの部分、こういった外側は実際の木ではなくて見た目が似たような非木材のパネルとか、そういったものを使うというふうに考えております。あと、1番のB、2番のBとかって書いてあります、まあ横面ですね、ここは直接日光が当たるような場所。そこはもう日光によってカーキ色になりますと、やはり古びて見えたりとかそういうところも激しくなってますんで、そういうところも非木質の素材を使って、現在考えております。

ここが木質化のイメージでございますけれども、イメージとしたら非常に何か殺風景なパーツにはなったりしますけれども、今後、その、例えば駅舎の色合いでありますとか、路面のサインとか、全体の移動する場合の手すりとかポスターの場所とかというところも色彩等を入れて、実際にもっとしたパーツをまたつくってどんどんいきますので、そのあたりも適宜報告をさせていただきながら進めていきたいと思っております。

2番の駅北広場について…。

○稲田委員長 どうぞ。続けてください。

○松本都市整備課長補佐兼米子駅周辺整備推進室長 (2)の米子駅北広場の整備についてでございます。現在、実施しとります米子駅の南北自由通路、駅南広場の整備によりまして、米子駅へ南北両サイドからアクセスができたりとか、南北地区間の人の流れが確保されるなど、交通結節点の機能は強化するんですけれども、さらなる機能強化を図るために、現在、駅北広場の再整備というのを検討しております、現在やっておりますということは報告だけはさせていただいたのですが、中身については、まだ具体的な報告はさせていただいておりませんでした。

平成30年度に学識経験者と地元経済界の方からなる専門家委員会を設けまして、その中の方針といいますか意見としまして、インバウンド対応も含めて駅北広場の歩行者動線、これの強化が必須であるというのは第一の意見でございました。また、12月の議会の答弁におきましても、米子駅北広場エリアの課題は、米子駅から県道を挟んだ駅前エリア、こちらですね、こちらとの動線がうまく機能してなくて、これを解決するのが一番だという市長の答弁もございました。本市としましては、ここの駅南広場から自由通路を使って駅北広場に行くと。で、駅北広場から現在商店、お店がたくさんできとりますけれども、駅前どおりのエリアにストレスなく移動できる。エリア移動空間というのをまず一番に確保をしたいというふうに考えております。

ここの4ページ目の図がそのイメージを落としたものでございます。駅北広場全体の整備のうち、今お話ししましたのが①歩行者空間の拡大への検討ということで、その南北軸、こちらのほうの空間を快適な空間をつくると。それに伴いまして、駅前の歩道部分の整備でありますとか、県道部分の交差点というところも改良といいますか、再検討が必

要になりますので、鳥取県さんとお話をしたりとかというところは出てまいります。

また、2番ですね、だんだん広場のエリアにつきましては、以前日本旅行さんが入っておられました既存のJR施設、ちょっとはみ出してだんだん広場が見えなくなってる施設でございますけれども、こちらのボトルネックを解消しながら、米子グルメプラザとの一体的な民間との連携した活用ということでお話はさせていただいております。一方につきましても、その活用をどのようにするのかというところと、交通ロータリーも作りまして、今度、その後に民間施設が来たからちょっと足りませんとか、作り過ぎましたとか、当然そういうことはあってはならないので、そういう施設と連動を図りながらこういう規模でいくんだったらこれぐらいの規模でいこうとかっていうのを、JRさん、鳥取県さんと協議をしながら進めていこうというふうに思っております。また、こちらについては結論はまだ出ておりません。どうしても長いスパンになるのかなっていうのは事務局のほうは思っておりますけれども、可能な限り早く決断が出るように協議を進めていきたいと思っております。

③のこちらバスターミナルにつきましてはですが、こちらは令和2年度に総合政策部におきまして公共交通体系の調査・研究というのを行われることとなっております、その検討内容を踏まえまして、その方向にあった整備というのをこちらのほうにも反映させていきたいというふうに考えております。

これらの3つの柱で駅北広場整備を進める方針でございましたが、先ほども申し上げましたとおり、1番目にはまず安心・安全に移動できる歩行者空間の確保ということで一番、これをまず取り組んでいきたいというふうに考えております。

今後のスケジュールでございますけれども、来年度、先ほど申し上げました内容を踏まえまして基本計画をつくりまして、年次スケジュール、概算の総事業費、この規模ならこうなるよというような事業費なども出していきたいというふうに思っております、1番で言いました歩行者空間の整備につきましては、自由通路の整備が終わりました後、令和5年度以降にその着手、整備について取りかかしていきたいというふうに思っております。バスターミナルとかだんだん広場につきましては、それ以降になっていくとは思いますが、基本計画の中でこういったスケジュール感でやっていくパターンのところもあわせて検討していきたいと思っております。

最後に資料5ページ目でございますけれども、こちらつけておりますけれども、これは昨年9月24日の総務政策委員会で説明された資料で、確認作業、そこで配られておるのかなとは思いますが、同じものでございます。これは本市が目指しますウォークブル推進都市、それを目指しますという報告の資料でございます。米子駅は本市最大の交通結節点、今は工事は状況のとおりでございますけれども、このウォークブルの推進に向けた核となる施設であるとも捉えております。先ほど来から説明しております4ページ目の黒い線で南北軸を動線を確認しますよという分ですね、ストレスなく移動できるように整備、いたしますのは、まさに、これから本市が目指します快適に歩いて居心地がよく歩いて楽しいまち、ウォークブル推進のまちというものを目指す核となる整備でもございますので、今後もウォークブルの推進というところも念頭に置きながら来年度の策定予定の基本計画の中でいろいろ検討をしていきたいと思っております。

説明は以上でございます。

○**稲田委員長** 当局からの報告は終わりました。

委員の皆様の質疑、御意見を求めます。

伊藤委員。

○**伊藤委員** 一つ、ウォークブルなまちづくりで、自由通路からずっと動線をとというの、とても、まあいい考えだと思うんですけど、この自由通路、自転車も通ったり、車椅子も通ったりってする中で、何かその歩いてにぎわいをつくる、楽しくなるっていうようなところの工夫とか、何かお考えがあるんですか。ここを通過して、まあ楽しく歩けるっていうような。

○**稲田委員長** 松本室長。

○**松本都市整備課長補佐兼米子駅周辺整備推進室長** 今、言われました、多分通路を通過して歩いて渡られて、その渡った先で何かっていう、エリア的なものっていうことですかね。ではなくて、通路の中ですか。

○**稲田委員長** 伊藤委員。

○**伊藤委員** 基本的には、その今つくろうとしてる自由通路の、歩いてみたくなるっていうようなところの工夫はお考えがあるのかなっていうところと、イベントとかではないんですね。それと、あと、動線のことをおっしゃったので言わせていただくと、県の地下道がありますよね。駅から駅前通りに至る、あそこの地下道は動線として使われるのか、使っているお考えだと思うんですけども、どのように考えておられるのかなと思ってます。

○**稲田委員長** 松本室長。

○**松本都市整備課長補佐兼米子駅周辺整備推進室長** まず、この自由通路、確かに130メートル、現状長うございますので、その間に、例えば今回のパーツであります、まだ何も入れてないパーツですけれども、殺風景なものと、ただ単に道路で、歩くだけっていうところになります。今現在考えておりますのは、それこそ大それたことを考えておるわけではございませんでして、市の観光部局と相談をしておりますのは別の何かそういったもの、大きいものは置けませんけれども、何かそういった表示ができる、先ほどポスターという例えで言いましたけれども、ああいったところで何か情報が入るような面で何かしたいっていうのは、そういったところは検討しております。ただ、現状としてはあくまでも道路ですので、そういう情報発信のものっていうようなイメージで考えております。あと、地下道でございますけれども、地下道自体は残るっていうか使っていく形にはなると思うんですが、どうしても上下動になりますので、移動が、なかなか使われにくいというところがございます。どうしても大きいかばんを持たれた旅行客の方であるとか、そういったところは多少天気が悪くても地下道通らずにあそこの横断歩道を渡って、例えばワシントンの方に行きますのは結構時間がかかるといいますか、なったりということもございます。そういったところを解消していきたいということで、上の交差点の部分をもっとわかりやすく何かできないかというところでの検討でございます。けれど、これは当然県道でもございますし、鳥取県さんと協議をした上でこういった形でというふうに報告はさせていただきたいんですが、市のほうとしてはこういうふうに考えておりますというところでございます。

○**稲田委員長** 伊藤委員。

○**伊藤委員** 自由通路つくったけれども、本当になかなか何か歩けないとっていうよう

なことではなくて、そこを歩くと何かやっぱりメリッ的な楽しさだとか、そういうようなウォーカブルな推進都市なので、そこら辺のところはメインなので、核なので、やっぱり工夫していただきたいなと思います。今、国のほうも一生懸命いろいろやってるところだと思うので、研究していただいてにぎわいづくりにしていただきたいなと思います。

もう一つ、やっぱりさっきの地下道のことなんですけれども、なかなか渡りづらい何か利用が少ないですね。平面のほうは渡られる方が多いんですけど、やっぱり動線がうまくいってないのがあるんじゃないかなと思ってます。都会から来られた方は地下道も当然なので、そちらのほう信号待たずに渡られる方もいらっしゃると思うので、やっぱりどちらにも行けるような形の動線を工夫できないのかなというふうに思ってます。

あと一つ、130メートルの自由通路なんですけれども、維持管理のことなんですけれども、やっぱり初めできた当初はきれいでも管理なされないとちょっと荒れた感じになったりとかっていうことがあると思います。そういうふうにならないように維持管理についてもきちんと検討せないけんなと思います。以上です。

○稲田委員長 ほかございますか。

遠藤委員。

○遠藤委員 前にも意見は言って、意見は違つうだけでも、この4ページの図面を見て考えられることは、自由通路が親分になって新駅ビルと新米子駅が子分になってしまつとうわな、これな。米子市が自由通路をつくるっていうのは市道の施策であつて、ここまで親分的な顔にならにゃいけないのかなと。少し、いわゆる最小の投資で最大の効果を上げるという地方自治法の仕事の使命からいったときに、ここまで大きな事業にしなきゃならなかったのかということが、いまだかつて私は疑念として残っております。この道路をつくるということと、道路を装う建物をここまで大きく投資していくような形のものがいいのかどうなのか。逆に言うならば、JR部分にもっと持ってもらう部分があつたんじゃないのかなと、そういうところが私は疑念として残つとるわけですよ。それはなぜかという、先ほども言ったように、地方自治法の行政としての仕事の範囲は何なのか、このことが全く検討されていないんじゃないかということに思えるから、あえて申し上げておきたいと思ひます。

それで、もう一つ思うのは、この事業費の増額というのは詳細設計によって発生したんですか。それとも、当初の見込みどおりの予算執行になるということなんですか。

○稲田委員長 松本室長。

○松本都市整備課長補佐兼米子駅周辺整備推進室長 現状はまだ積算の途中でございます。確定した数字は出てはおりませんが、JRさんと協議をする中で予備設計でお出ししておりました金額、おおむねその金額で推移をしているという報告は受けております。

○稲田委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 いつ確定するんですか。

○稲田委員長 松本室長。

○松本都市整備課長補佐兼米子駅周辺整備推進室長 設計の期間が3月31日でございますね、今年度末でございます。

○稲田委員長 遠藤委員。

○**遠藤委員** まさか、また繰り越しなんてことはないでしょうね。

○**稲田委員長** 松本室長。

○**松本都市整備課長補佐兼米子駅周辺整備推進室長** 3月31日で終わるということで協議をしておりますし、その方向で進んでおります。

○**稲田委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** じゃあ、期日に合わせて議会にも報告してください。

それから、もう一つはね、いろいろな形でこういう自由通路をつくったり、今横文字のウォークブル都市にするんだというような形も出てますけど、そこで聞きたいんですけど、利用者人口っていうのはどういうふうに見積もっておられる、想定されてるんですか。

○**稲田委員長** 松本室長。

○**松本都市整備課長補佐兼米子駅周辺整備推進室長** ウォークブルの推進都市という部分では出しておりますけど、それはまだ構想としてつくってない部分ですので、今把握しておりますのは米子駅及び自由通路の利用者というところでは把握はしております、現在米子駅の利用者数というのはここ10年横ばいでございます。これはいろいろ観光キャンペーンであるとかいろいろそういった行政とJRさんと一体になってやってるといってもございますので、当面の間は約7,500人でございますけれども、乗降者数が、その人数が維持されるということで想定はしております。

○**稲田委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 昼間人口とか定住人口とか周辺人口というものは、どういうふうに今後想定されてるんですか。

○**稲田委員長** 松本室長。

○**松本都市整備課長補佐兼米子駅周辺整備推進室長** 昼間人口とかがっていうのは、駅周辺のエリアのいわゆる居住人口であるとか、昼間、夜間の人口ということでございますね、よろしいですよ。

○**稲田委員長** そのとおりです。お答えください。

松本室長。

○**松本都市整備課長補佐兼米子駅周辺整備推進室長** 今ちょっとその人数は持っておりません。申しわけございません。

○**稲田委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 僕はね、本当にもう、最近の役所の皆さん方に話すると、大丈夫かいなという、そういう仕事の姿勢で、こういう参考といえどもウォークブル推進都市というものをめがけて、歩いてまちなかをにぎやかにして経済効果も上げてという、御託を並べとる文章いっぱい出るんですよ。けどそういうのは実際的に人口が、それによってどういうふうにふえてくるんですかと、利用者がどれだけふえるんですか。その点だったらどうされるんですかっていうことがないままに、こういうものを宣伝をしておたって仕事にならないじゃないの。こういうものをつくるということは税金が動くことでしょう。動かない、税金なしにこれつくれるの。誰が出すの、このお金を。市民の税金を使って、こういうまちづくりをするということは、それなりの背景もつくった上で、こういう形に実がなりますよと、実りますよと、これが仕事の説明でしょう。それを全く検討しておりませんが、チラシを配って皆さん方に納得してもらえっていう話は、それは通らんじゃないの

か。しかも、駅の北にしても南にしても整備する以上は、定住人口を含めて利用者人口を含めて、どういう形でそれをカバーしながらここに投資した60億という大きな税金の見返りをつくり出すというものを示す時期に来てるんじゃないの、もう。そういうものをなしに、前の広場はこうします、後ろの広場はこうします、自由通路はこうします、こんな話ばかりしとって誰のためにやってるの、それ、いうことになるんじゃないかや。そういうものを、きちんとしたキーワード等掲げながら仕事をしているわけじゃないわけか、通常。どうなってんの。

○稲田委員長 若林都市創造課長。

○若林都市創造課長 中心市街地活性化基本計画の中では、定住人口に関しましては、中心部に関してはもう減っていくだろうというのが正直そういう方向で進んでると思います。それは、中心部が高齢化が進んでるために社会移動で入ってくる以上に自然減があるので、現状でいうと減っていると。それで、第1期の中心市街地活性化認定の基本計画の際には、錦町のエリアをマンションが建ってますので、人口が伸びる傾向があったわけですが、第2期の計画は錦町のエリアが入ってないので、人口が減る一方になっております。現在、米子市のほうが掲げてます公共交通機関を生かしたまちづくりということで、このたび市街化調整区域の駅周辺のほうの開発も許容できるようなことをいたしました。そちらのほうで住宅開発等が進めば、着地として米子駅の利用もあり得るんじゃないかということで、郊外のほうの規制緩和もさせていただいたところでございます。

それから、今後のまちづくりの方向性として、この南北自由通路ができた後にやはり駅の南側のほうの開発の誘導の可能性というのを、錦町のような形で高度利用できないかということに関しては、今後の検討課題として考えていきたいと思っております。

ウォーカブル推進都市についてでございますが、これは国のほうが掲げたタイミングの段階でいいますと、まだ施策の内容が決まらずに概算要望で初めて出てきました。ただ、国のほうが、これは政策パートナーということで募集がありまして、別に国の補助制度とか何かを使わなくても、そういう趣旨で取り組もうとするとところは手を挙げてくださいということでございました。米子市といたしましては、平成20年の中心市街地活性化基本計画を策定したときから、人が集まり、歩いて楽しめ、元気に過ごせる中心市街地ということで、中心部は歩きやすいようにしましょうという方向でまちづくりをしておりまして、それから皆さん御案内のとおり交通バリアフリー計画ということですね。これは大体米子駅が中心となっております、1キロぐらいの範囲内で重点区域ということで、バリアフリーで障がいのある方も含めて、歩きやすいような空間づくりに取り組んでおります。そういうこともありまして、そういう方向性でまちづくりが進んでいるということで、ウォーカブル推進都市ということに手を挙げさせていただいたところでございます。これについての具体的な施策というのは、先ほど松本室長のほうからもお話がありましたように、県土とかそれから公安委員会とかさまざまな関係機関とお話をしながら、公的空間のところはどう活用できるかということも、今後話し合いをしていきたいというところでございます、現状手を挙げて、これから民間の御意見を受け入れながら相談していきたいという状況でございます。

○稲田委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 るる述べられたけども、我々が一番関心に思うのは駅周辺にどれだけのにぎ

わいと人口が集中していくのか。それに伴う地域経済効果にどれだけの影響が上がっていくのか、これが焦点なんです。それが具体的に、今詳細設計を経て、具体的に自由通路までこれやっていこうという。さらに、駅前も北広場も含めてハード事業をやろうとしている、そういう中において、じゃあ、今言ったような人口の動態というのをどういうふうに把握しているんですかということになってくるんじゃないですか。だけん、いろんな郊外における住宅も建つだろうし、駅の利用も…、そういう抽象的な問題じゃないと思うんですよ。具体的に60億を投資した米子の駅周辺というものの投資効果というものを、どうつくっていくんですかというものを具体的に市民が知る要素っていうのを示すべきじゃないかと私は聞いておるんですよ。今の話は抽象的な総論です。

○**稲田委員長** 若林課長。

○**若林都市創造課長** 委員おっしゃられるとおりでと思いますが、米子市の官地があって、そこで米子市が例えば公営住宅を建設するとか、具体的な計画が出せるようであればそういう数字も出せるのかもしれませんが、民間のお力をかりて開発をしなければならぬ状況だと思います。それと、既に駅前のほうも、現在イオンが入ってます区画整理とかが終わっておりますので、そこらあたりの再開発の方向性が考えなければならない時期に、そういうことも一緒に考えていくことになると思うんですけど、そうなった場合の方向性という話はできると思うんですけど、具体的に今、たちまちどこをどう構ってこういうふうにやるっていうことが、私どもで申し上げられる状況はないので、おっしゃられることはまことにそのとおりでと思うんですが、そういうことがお示しできないということが非常に申しわけないという状況だと思っております。

○**稲田委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 今ここで、報告の過程の中でがい突き詰めた話は求めてはいないけども、今言ったこと自身を聞いておると、全く内部でもそういうような方向のキーワードを持ちながら、どう施策を展開する、もちろん民間の投資も含めてですよ。組み立てていくかっていうことの中身のプロセスが見えないから聞いてるんですよ。それをつくられるべきじゃないかと私は思うんですよ。だって、それが市長が言ってる駅前の開発チームをつくった背景でしょう。中心市街地の全体の補助金の中で駅前と角盤町一丁目というのをピンポイントをつくって機構改革を含めてやっていくって言ったんでしょう。その中身をどういうふうにするかということで、駅前のピンポイントの中身を聞いてるわけ。それが見えないからおかしいなと聞いてるわけ。だけん、あなたが今言った説明は抽象文なのよ、総合的な。だから、具体的に実の中身っていうのは何かっていったら、人口の動態でしょう、一番大きい問題は。住宅をつくっても人口もふえるけども、問題は人口の動態を住宅をつくるんですか、ホテルをつくるんですか、あるいは定住人口で家が建つようにするんですかということも含めた具体策をどういうふうに張りつけていくかということが、どこまで検討されてるかということだもん。だから、誰が金を出すとか誰が金出さんとかっていう話の問題じゃない。問題は、そういうインフラ投資をする土台というものを行政が主導でどこまでやろうとしてるのかということ。その中身の中で出てくるのは人口動態っていうのは、結果的に集約されてくるわけだ。そのプロセスが全然見えてこないから聞いてるんですよ。

○**稲田委員長** 若林課長。

○若林都市創造課長 昨年から米子駅周辺プロジェクトに関しましては、都市整備部のほうから私どもの部のほうに移しまして、今後も検討していこうということで、具体的にこれまで検討したのは観光センターどこに入れましょうとか、そういうことは検討したところがございます。今後に関しましては、委員おっしゃられますとおり、平成10年とかにこの南北自由通路をつくる時にはゾーニングみたいな形で、ここは何々ゾーン、ここは何々ゾーンというようなものはあったと思います。ですので、現状が徐々に徐々に変わっていく中で、駅の南側がどういうゾーニングになったらいいか、それは官地じゃなくて民地でございますので、確実にできるというものではありませんけど、そういう方向性っていうのを米子市のほうがどこまで示せるかっていうことは、今後考えていきたいなと思っております。

○稲田委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 その方向性はいつごろまでに検討ができるんですか。

○稲田委員長 若林課長。

○若林都市創造課長 ちょっとその組み立ては、そういう課題認識で今、会議は進めてますけど、できるだけ来年度1年間かけて何らかのことが出せればいいなと思っております。

○稲田委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 来年1年後には、その報告ができることを期待しています。

○稲田委員長 よろしいですね。

ほかございますか。

戸田委員。

○戸田委員 私、さっきの説明の中でこのだんだん広場、県との調整、これは私3回ぐらい質問したんですけども、5年も6年も前からこの課題がずっと出てきておる。全く進捗が図られておらない。そのことを全く触れられない。何がハードルが高いんですか。どのような要件があって、今の市長、答弁の中で、市長と県知事が行政懇談会の中でこれを取り上げて、相当突っ込んだ話をしとるという答弁があったんですよ。しかしながら、進展は全く見られない。この断裂しとられる状況ずっと。それで今、若林課長がおっしゃってるようなそういう施策が推進できるんでしょうかね。これをクリアできないとできないんでしょう。その状況をどのように今、都市整備部として、米子市としてはどのような県との検討協議をされとるんですか。その辺の動向をちょっと答弁してみてください。

○稲田委員長 松本室長。

○松本都市整備課長補佐兼米子駅周辺整備推進室長 済みません、こちらの部分ちょっと報告、今回入っておりませんでした、申しわけございませんでした。

だんだん広場につきましては当初、これ一番最初のころの課題として都市公園として県が管理しておられる部分をこういった交通ロータリーの一部であったりとか、民間との活用で使っていくに当たって、それを解除しないといけない、それが大変難しいというところからスタートしまして、今委員さん御指摘の分がそこ、ハードルとしてありました。この協議が1年以上かかったんですけども、昨年の夏、秋ごろだったでしょうか、だんだん広場の解除については条件が何点かありますけれども、その条件を満たせば大丈夫という、県としても協力をしますというところの回答はいただきました。その条件というのが、例えば交通ロータリーであれば道路の都市計画事業になりますけれども、その都市計画事

業で一部がかかるよというところと、あとは法律上はそれでいいんですけども、県の管理者として県民の方が使っておられる公園がゼロになるようなことでは困るので、それにかわるような何か憩える空間や集える空間っていうのが、代替の設備があるんだっていうところがあれば大丈夫だという2点をいただいております。交通ロータリーの整理というところも絡んできますね、一つは大丈夫ですし、もう1点につきましても駅前ところで、歩行者空間広げて例えば憩えるような場所をつくったりとか、駅周辺にはそれこそ文化ホールの横にも適当な面積の広場もございますので、そういったところを使っていけば基本はオーケーだという回答をいただいて、まず一番の課題であった都市公園の解除といったところはクリアして、次の一步に今進んでおります。次の一步に進むに当たって、次はこの4ページ目に赤い点線で書いておりますけれども、民間と連携をしてここでにぎわいをつくっていかうということで、JRさん、鳥取県さん、市、これは方向性としては一致しております。ですが、これを實際するに当たって、なかなか何をするかっていうところと用地の問題、今度はJRさんの用地で、先ほど申しました指令ビルがボトルネックになっておりますので、それをそのままにして、あちらを何かしても結局は行きにくい場所なので、使えないんじゃないかっていうのは三者共通した認識でございますので、まずこちらのほうのCTCというか指令ビル、こちらのほうをどういった形で、これは最終的にはなくなるんでしょうけれども、それがまだ先の部分がどこまで調整できるかとかっていうところの協議をしておるところでございます。その関係で、じゃあ、いつここに何ができて、ここをこういった活用をしますっていうところがまだお示しができてないっていうところが、今回のいでございまして、当初からずっと悩んでおりました課題っていうのは昨年解決はいたしました。

○稲田委員長 戸田委員。

○戸田委員 私が言っていましたのは、都市公園で国庫補助金が入るとるけんその辺のが難しいのかな、じゃあ、米子市の公園都市と対等交換したらどうだっていうような提案もしたんですけど、その辺も模索検討されたようですけど、やっぱり駅北をきちっと整備をして、市長まだ踏み込んでおって、今のワシントンホテルの前の歩道もある程度なアクセスを変更してきて、今のいわゆる誘導していくんだというような、施策にかかわる答弁を踏み込んでおられるんですけども、やっぱりそういうふうな、市長がある程度答弁した中に恐らく背景があるんでしょうけども、やっぱりそれも議会にきちっと、今の都市公園の使命、県としての都市公園の使命はある程度クリアできたと。もう一つは今の違ったロータリーの関係で、整備していくんだというような、やはり中間報告はきちっと今の議会なり、市民に説明をしていかないと、今、駅北前が置き去りにになっているような状況になっておって、駅南が38台も駐車場設備できますよと。私たちよく、市民に聞く方に聞かれますから説明するんですけど、駅北は今まだ検討中ですよというようなお話ししかできませんので、やはりある程度固まってきたなら、やはりこういうふうな委員会で、私は説明すべきだと思います。その辺のところを十分に検討されて、また機会があればその辺の情報提供を、私はすべきだというふうに思っております。これは、指摘しておきたいと思えます。

○稲田委員長 ほかございますか。

又野委員。

○**又野委員** 最初、遠藤委員さんが言われた中で、ちょっとわかりにくかったんですけども、南北自由通路の利用者っていうところで、駅の利用は7,500人とかいう数字を出されたと思うんですけども、駅を利用されなくて南北を自由に使うためっていうか、渡るためっていう利用者っていうのはどれぐらいの想定をされてたんですか。言われてましたら、済みません。

○**稲田委員長** 松本室長。

○**松本都市整備課長補佐兼米子駅周辺整備推進室長** これは、まだできておりませんので想定なんですけれども、ほかの自由通路の事例などを一応見まして、普通5%が駅を利用されない方の自由通路だけを使われる方の人数になりますので、合計しますと約8,000人ぐらい。ただ、それをその数字で終わらせるのか、どれだけふやすのかっていうのが、先ほど言いました周りを含めた、どんどん歩いていただいて、例えば駅前通りであるとかっていうところをふやして行って、どんどん上げていきたいというのが根底の考えであることですが、今想定しておりますのはその5%という数字でございます。

○**稲田委員長** 又野委員。

○**又野委員** この南北自由通路、先ほどからどれだけ周りに活性化の影響が来るのかっていう話が出てるんですけども、市民の間でやっぱり、本当にこれで活性化するのかとか、にぎわいが創出できるのかっていう意見が物すごいやっぱり聞くんですよね。そこら辺わかりやすくするためにも、こういうことでこれだけ南北の行き来が出るようになりますとか、やはりもうちょっとそこら辺も情報提供を市民の皆さんにされたほうが、効果がどれぐらい出るのかすごい疑問に思ってる方がおられますので、先ほども戸田委員からありましたけれども、どんどんどんどんこの整備の途中経過もですし、これからの事業費とかについてもホームページとかでも大分出てるんですけども、その都度やっぱり出していただきたいと思いますと思いますので、これは意見で。

○**稲田委員長** よろしいですか。

ほか、ございますか。

〔「なし」と声あり〕

○**稲田委員長** ないようですので、本件については終了します。

ここで説明員が退席されますので、お願いいたします。委員の皆さん、そのままお残りください。

午後2時28分 休憩

午後2時32分 再開

○**稲田委員長** それでは、再開いたします。

次に、米子市営住宅長寿命化計画（見直し案）について、当局からの報告をお願いいたします。

潮住宅政策課課長補佐。

○**潮住宅政策課長補佐兼市営住宅担当課長補佐** そういたしますと、12月に開催されました都市経済委員会におきまして、米子市営住宅長寿命化計画の見直し案について、追加資料の提出を求められましたので、今回の委員会で改めて提出させていただきます。なお、その際に、市営住宅の建替え事業と長寿命化事業の事業費の比較がわかる資料及び市営住宅を利用する場合と民間住宅を活用する場合のコストの比較がわかる資料、以上2点の資

料の提出を求められておりましたが、市営住宅は、後者のほうの市営住宅を利用する場合と民間住宅を活用する場合のコストの比較がわかる資料につきましても、民間住宅の対象エリアとか規模などにつきまして、ちょっと内部協議に手間取りましたもので、このたびお示しできませんので申しわけございません。今回は、市営住宅の建替え事業と長寿命化事業のコスト比較の資料のみとさせていただきたいと思います。民間賃貸住宅を活用する場合のコスト比較の資料は、次回以降の都市経済委員会の際に提出させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

そういたしますと、今回の資料につきまして説明させていただきます。鉄筋コンクリート造4階建ての建替えと長寿命化改修の費用比較の資料でございますが、これにつきましては米子市の事例ではございませんが、県内他市と県での近い年度での実績があったものについて比較いたしました。どちらも平成29年度の事業でございます。建物の構造といたしましては、RC鉄筋コンクリート造4階建て、24戸でございます。左側の欄が、これが他市の事業ですが、市営住宅の建替え事業についての実績でございます。そこに非現地建替と書いてありますが、これにつきまして今、現在住宅が建っている場所とは別の場所に改めて新築で住宅を建てた事例でございます。延べ面積としては1,895.22平米、建築主体工事が3億6,612万4,320円、電気設備工事が4,120万2,000円、機械設備工事が4,652万4,240円、それとこの工事につきましては先ほど申し上げましたように別の場所に建築いたしましたものですので、もともとは解体費用がかかっておりませんでした。解体をした場合の費用として県の工事实績から4,000万円を見積もりまして、合計で4億9,385万560円の費用となりました。1平米当たりの建設費用といたしましては、約26万1,000円となります。また、24戸の建設でございますので、1戸当たりは2,057万7,000円となります。次に、右側の欄でございますが、県営の、これは永江団地の長寿命化改善事業です。TRと書いてありますが、これはトータルリモデルの略でございます。長寿命化改善事業のうち全面的改善を言うものでございます。延べ面積は1,493.91平米、建築主体工事が2億7,304万8,840円、電気設備工事が3,792万4,200円、機械設備工事が4,621万3,200円、合計で3億5,718万6,240円の費用を見込んでおります。1平米当たりの建設費用は、約23万9,000円となります。また、1戸当たりになりますと、1,488万3,000円となります。2つの建物とも下水道整備、上水道直結加圧給水、エレベーターの設置がされております。

説明は以上でございます。

○稲田委員長 当局からの報告は終わりました。

委員の皆様からの御意見を求めます。

遠藤委員。

○遠藤委員 これね、比較することで一つのポイントになるのは延べ面積が全く違うということですね。400平米違いますもんね。平米に合わせると約1,000万、差がつくということですね。これを押さえておかないといけないなということですね。それから、もう一つ、これ全体的な長寿命化政策の中で、財源問題をどのように考えておられるかということなんだけども、どのような考え方でやられるんですか。それはもっと後の説明のところでもいいですか、今でもいいですか。

財源問題、長寿命化政策の。

○**稲田委員長** 潮課長補佐。

○**潮住宅政策課長補佐兼市営住宅担当課長補佐** これについては社会整備総合交付金と、あとは起債ということになると思います。

○**稲田委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** それで心配するのは社総金の問題を、これは国の補助金ですよ。これを使おうとすると、交付金を、予算を国がつけてくれれば仕事がうまくいくけども、国が予算をつけてくれなかったら仕事は進まないですよ。途中下車しちゃうんですよ。これをずっと繰り返していくということになるんですが、仮にそうなれば、そういう形も想定した長寿命化政策になっているんですか、これ。

○**稲田委員長** 錦織都市整備部長。

○**錦織都市整備部長** 財源としては国の社会資本整備総合交付金を使うということを前提で考えてます。それについては当然、うちのほうが考えている計画どおりにそういったものが配分していただけるという前提でつくっていくというものでございます。

○**遠藤委員** 部長ね、現実的に語ろうや、なあ。お互い腹のうち隠すことないし、本音を語り合って議会と行政が、市民の皆さんにとって一番いい姿のものをつくってあげればいいわけだし、事業すればいいわけだし。現実にも今までも、河崎住宅も含めても社総金がずっとおくれたために前回の長寿命化政策狂ったでしょう、大きく、原さんそこにおるけども。そういうことも含めて考えると、私はこれからの長寿命化政策に対しては、過去と同じような形で10年間縛ったものをつくりました。ちょっと絵に描いた餅だがん、これ。それでは本当の意味の公営住宅という行政財産の管理が、適正に行われているかどうかという大きな基本的な問題にも触れてくることになるんじゃないですか。僕は今までの長寿命化政策の行政財産の姿勢見とると、行政財産の適正に関与する、そして公営住宅法でうたっているように修繕は速やかにやりなさいと。この法律の2つの大きな柱が、仕事の中にきちんと打ちたてられてないことを、私一番心配してるんですよ。で、あえて聞いたわけですよ。そこで、時間長くとりませんから、僕のほうから意見言いますけども、例えば社総金のいわゆる交付金が幾ら要求しても満額どおりにきちっとつくような状況で、僕はないと思うんです、これからも。そういうことも考えると、10年間のこの長寿命化政策を本当にやり切ろうとすると、全額起債でやるぐらいな取り組みをしてほしいと思ってる、全額起債で。今起債の利率は何ぼですか、お聞きしますけど、利率は。

○**稲田委員長** 原都市整備部次長。

○**原都市整備部次長兼住宅政策課長** 済みません、私も余り詳しくないんですけど、この委員会のやりとりで、たしか0.4というふうに伺ったと思いますけど。

○**稲田委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** あのね、それね、僕、本当にこういう大きな事業をされるに当たって、財源をどういうふうに見出しているのかということ、当然検討していかないけん問題だと思うんです、財源というのは。計画さえつくっとけば後は金が来たときに仕事すりゃええがん、こんな話では、僕は仕事をしてることにならんと思う。そうすると、確かに交付金が入ってきて、確実に入ってきて起債を出せば100万使うところを50万、50万でいける。もっと市営住宅、率がよかったと思うけど、ということでええよ。だけど、これを

50万入らなかつたら100万の仕事がずっと延びるでしょう。そうすると10年が過ぎちゃうわけですよ。だから、計画そのものが計画じゃなくなっちゃうんです。僕はあえて、何で全部を起債でやりなさいかって言って利率を聞いたかっていうと、0.4じゃないんですよ、財政課から聞くと。15年払いで0.05なんです。0.4の10分の1なんですよ。財政課が資料持ってきてとるから間違いないよ。5年もんだつたら0.02だよ。15年払いで0.05だよ。10億借りたら何ぼ利息がつく。10億借りたら何棟できる。この3億5,000万でいうと3棟一挙にできるでしょう、全部起債やつたら。0.05だよ。そういうことを考えた場合に、本当に行政財産の適正に関与すると、そして速やかに修繕をしないという公営住宅法の趣旨から考えたときに、市民のニーズに応えるということを考えて、いつまでも交付金にぶら下がって仕事を延々と延ばすようなことせずに、0.05という起債の利息を考えたならば、全額起債を充当するぐらいな私は転換を図るべきだと思います、意識の転換を。それが10年間でなし遂げられる方法だと思いますよ。僕はそういう検討を、今聞いても利率がはっきりしないような話なんだけど、本当にそういうところにもっと、よく内部で議論を集中してもらって、前の惰性的な事務の流れでなしに、思い切ってこういう転換をして、経済情勢、財政情勢に合わせて政策の転換を図っていくと。事業展開も図っていくという、転換していくという、こういう行政の皆さんの意識改革というのをやっていただかなければ、この長寿命化計画、単なる絵そらごとになってしまうよ、これ。どう思います、私の意見は、だめですか。

○稲田委員長 錦織部長。

○錦織都市整備部長 委員さん言われるように当然計画を立てたからには、そういった計画どおりに進めていくというのは、当然行政の役目だというふうには認識しております。ただ、当然国の予算がもらえるものについては、まず第一義的にはそういったもので確保していくというのが、今一番じゃないかと思っております。その上、委員さんが言われたようなそういった起債、こういったところが本当に市の財政の状況等も踏まえた上で、本当に活用できるかというようなところはまた総務部局のほうともいろいろ相談してみたいと思います。

○稲田委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 部長さんは3月で定年ですか。定年退職されるですね。御苦労さんでしたと申し上げておきますけども、私はなぜこういう辛口を言うかという、米子市はいつもこれで失敗してるんですよ。経済情勢というものを見て、その上で行政の施策を推進をするという観点が、どういうわけか知らんけども…。例えば、ちょっと離れるから、参考のために聞いてください。ゴルフ場が400億円で売れるという時期があったんですよ、三柳のゴルフ場が。それを米子市がノーと言ったんですよ、議会を含めて。400億円っていうのは当時、1年間の米子市の全予算を現金で入る数字なんですよ。そういう経済情勢が動いとっても米子市はノーと言ったんです。そんなことを、わしゃ苦い経験を私は知ってるんですよ。だけん、利率が0.05でしょう。そういう状況の中でやっていくということが、利息がそんなに大きな負担になってくることじゃない。現に、市営住宅の収支を見ると、毎年度の、起債を含めて職員人件費だけを除けば、全部賃貸料でカバーしてるじゃないですか。人件費だけが持ち出しになってるじゃないですか、予算書見て、決算書見ると、でしょう、維持管理を含めて。そうであれば0.05でやった場合に、そんなに重い

負担がかかってくるようなことにはならないんですよ。今までの起債が全部賃貸料で償還されてるんですよ、一般財源使わなくても。だから今、そういう低金利のときに、まさしく大胆な事業展開をやっていくということは、決して起債がふえたからといって、その財政負担がふえるわけじゃないということなんですよ、逆に言えば。だから、そういうことを申し上げておるんですよ。

それと、神戸市は株式会社という本が出たことがありましたけど、時の宮崎市長さんは下水道事業に対して、国の下水道事業の補助金をもらってやっとならいつまでたっても解決はせん、それどころか当初高金利の負担だったからとてもじゃないが金利で倒れるとあって、みずから全部神戸は単独財源を使って整備されとった。そういうやっぱり財源を含めた流れを追いながら、どう事業を進捗させていくのか、計画にあわせた事業をつくっていくのかということを考えると、今言った他の例も含めて、僕は検討に値すると思うんです。そういうものは部長さんね、あなた退職されるけども、後輩の皆さん方に財産として残してもらいたいと、こう思うんですけどいかがでしょうか。

○**稲田委員長** 錦織部長。

○**錦織都市整備部長** 先ほどもちょっと申し上げましたけど、本当にこの計画どおり進めていくということが、本当に行政の役目だと思いますので、今委員さんが言われたようなことも含めていろいろ考えてまいりたいと思います。

○**稲田委員長** よろしいですか。

ほかございますか。

〔「なし」と声あり〕

○**遠藤委員** ちょっと待ってください。

○**稲田委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 中入らんだ。

○**稲田委員長** そちらも対象です。

○**遠藤委員** それはないわけ。

〔「ほとんど追加資料だけです。」と声あり〕

〔「ちょっと二、三聞かせてください。」と遠藤委員〕

○**稲田委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 廃止する住宅の問題と、建てかえの問題です。ここに書いてあると思いますが、表がついてました。

廃止、建てかえというものの年次計画と各団地ごとの計画、これは何ページに書いてあります。

○**稲田委員長** 58ページから…、59、60です。

○**遠藤委員** これはちょっと図面に落としてもらって、一番いいんだけど参照するのに、僕が執着するのは各自治体の長寿命化政策をインターネットで拾ってみると、米子市と特徴的に違うのは廃止する住宅であったとしても、廃止する戸数と建てかえて修繕する戸数というものを同じ団地敷地内でもつくってるんですよ。米子市の場合は、例えば博労町住宅は全部を廃止します。だから、ほかに手をつけませんというやり方でしょう。それから、大垣団地だったかいな、淀江の。

〔「大垣団地。」と声あり〕

○**遠藤委員** あげだったかいな。それから、尚徳団地、青木団地かな、みんなそうでしょう。全部そこは廃止しますから、まだ住んでらっしゃる方があっても移動していただけませんので、全体をそのままずっと投げとくというやり方でしょう。これ、間違ってると思いますよ、考え方が。よその自治体見てみなさい。同じ住宅の中でもおられる方の分については、そこで住んでおられるように建てかえをして住んでいただく。そして、あいたところは廃止をする、こういう取り組みが進んでるんですよ。この長寿命化政策の中にそれ入ってます、米子は。

○**稲田委員長** 原都市整備部次長。

○**原都市整備部次長兼住宅政策課長** 米子市の場合で申しますと、現在管理してる戸数が約1,500戸ございます。この長寿命化で将来設計をいたしました10年後の目標戸数が1,093ということで、今の管理戸数よりも約400戸少ないという推測になっておりますので、廃止住宅につきましては廃止した分の同じ戸数建てかえるという方向性ではなくて、廃止は廃止でって、本当に廃止にするんだと。それでもなおかつ、管理戸数としては充足してるという状況でございます。

○**稲田委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 原さん、全然それはとんちんかんなこと。廃止する戸数は計画表に出てるのでわかりますよ。私が言ってるのは、廃止する住宅、例えば博労町3丁目、尚徳、大垣、河崎、もう一部あるでしょう、廃止せないけん戸数に入ってくるでしょう。けども、そこでは居住者がおられて全部を廃止するわけにいかん、施設を廃止するわけにはいかないということで延々とこの今、続いてるんでしょう、存続が。だから、よその自治体の皆さん方はおられる方については、おられる方の生活環境をきちんと整備しましょうと、同じ廃止する住宅の中でも。それで、本当に使われてない部分については廃止させてもらいますとって整備してきとられるんです。だけん、河崎のような大きい団地なんかを、今は100戸近く以上のあきがあるでしょう、160戸だったかな。そうすると、残ってる皆さん方は入られるところは入られるで建てかえて、住んでいただいて、要らないところを廃止するというのはまだわかるんですよ。けど、そういう方法をとらずに漫然とあくのを待ってっていったら、環境上よくないじゃないですか。しかも、行政財産の管理として不適當ですよ、管理の仕方が。大垣住宅にしても尚徳住宅にしても一緒。だから、そういうものをこの長寿命化計画に入れて、おやりになることがいいじゃない、多分自治体みんなそうしてらっしゃいますよ。ここが残すところで建てかえます。これは廃止するところです。だけん、数字だけの話の議論じゃないだがん、具体的にそれぞれの団地で廃止する戸数というのを当てはめたときに、今言ってるようなやり方すると、本当にこういう形の廃止という結果、縮小する部分も含めて、なってくるかもしれないけども、そういう具体的なものがこれ、示されていないんじゃないですか。そのことを問うてるんですよ。なぜ、それが検討できないんですかということなんです。

○**稲田委員長** 原都市整備部次長。

○**原都市整備部次長兼住宅政策課長** 確かに、今おっしゃった観点は現在のこの計画の中には載っておりません。今おっしゃる観点でいくと、例えば、博労町とか尚徳、博労町とか特に残ってる戸数が少ないもんですから、それについてはもう近隣の富士見町のほうに今、どんどんあっせんして移っていただくようお願いしとるわけでございますけれども、

片や河崎等につきましては確かに大きい団地でございます、廃止と決めても皆さんが引っ越しされるのに何年かかるかわからないと、とても予測ができない状況でございます。それに対して、今、遠藤委員が言われた、そうであればその方々の受け入れ先を確保した上で廃止していくという方法も、これは一つの方法かもしれませんが、ただ、現段階で市営住宅の新築に向かうという方向性を出しておりませんので、そのあたりちょっと今やりますとか、できませんとかどちらもちょっと返事しかねますので、そういった御意見があったということを経済部での今後の課題というふうにさせていただきたいと思っております。

○稲田委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 僕はやっぱり市営住宅っていうのは、公共サービスですからね。やはりセーフティーネットですから、住宅の、生活の。僕は重要な施策だと思うんだけど、しかも公営住宅法よく読んでもらおうと、修繕は速やかにやりなさいという、ちょっと法律の条文は忘れたけども、ちゃんとうたってあるでしょう。それで、行政財産の管理から見ても、今のこのような形でほっとくということは、これは適正じゃないということは明白なんです。だから、そういう意味で財政事情がいろいろあって、教科書どおりにいかん部分はよくわかりますけども、しかし、今、私が提案したことの中身というものは本来検討されるべき課題だと思いますよ、私は。新築をしないことをできないようにしてるから、検討課題に入れておりませんという話じゃなくて、新築じゃないんだ、建てかえじゃないですか。そういうことも含めて、目先をくらすような話せずに、本当に住民サービスというものを行政が責任持ってやると、行政財産を責任持ってきちんと管理するという使命感に燃えた何か知恵を絞ってもらいたい。このことを申し上げておきます。

○稲田委員長 ほかにございますか。

又野委員。

○又野委員 見直し案のほうも本体のほうもということなので聞きますけど、前回と今回の委員会の意見を聞いて、これ修正されたりっていうのはまたいつか出てくるんでしょうか。

○稲田委員長 潮課長補佐。

○潮住宅政策課長補佐兼市営住宅担当課長補佐 今回のこのお出しした分をちょっと修正というのは、今回の御意見もいただきましたので、さっき次長も申し上げたとおり、また内部での協議ということもございます。それと、またこれ、10年間の計画でございますから、向こう5年をめどにまた中間見直しというのも当然これも出てくる内容でもございますのでということを考えております。

○稲田委員長 よろしいですか。

○又野委員 そしたら、それをまた見てみたいと思います。

○稲田委員長 3ページにある、令和2年度変わって、もうすぐなんですけれども、見直しの期間を又野委員が質問されたので、ということは3月にまた出てくるようなイメージでしょうか。ちょっとこれは確認させてください。

潮課長補佐。

○潮住宅政策課長補佐兼市営住宅担当課長補佐 これは今、基本的には令和2年度の案ということでは出させていただく予定ではおりますけども、今回のちょっと意見が出たことをまた内部では協議するということにはなるという、させていただければという先ほどの

次長の答弁の話も踏まえまして、お答えさせていただいたことなんですけども。

○稲田委員長 原次長。

○原都市整備部次長兼住宅政策課長 今出しております見直し案について、特に大きな変更は考えておりませんので、大きな変更は。これをもって今度は案にして、言われた課題ってのは確かに残ります。残りますけども、その課題は多分この計画の中に、私の感覚ではちょっと明言するのは難しいのかなというふうに考えますので、それは後ほどの課題というふうに捉えさせていただいて、この案をもって今年度末で計画の策定に向かいたいというふうに考えております。

○稲田委員長 又野委員。

○又野委員 前回は結構意見が出たと思うんですけども、今の話だとあんまり変更はされないということでした。最後ちょっと言わせてもらいたいと思うんですけども、結局いろんなデータから、27ページでは必要な供給戸数が1,656になってまして、37ページではそれから廃止とかを考えて、確保すべきというので1,093というふうになってるんですよ。実際には必要なのは1,656だけれども、廃止するから1,093という話で、そこから踏まえて65ページへ行くと、上のほうに2段落目ですけども、市営住宅の将来的な必要戸数が1,093、もともと必要な戸数を1,656と書いてて、減っていくから確保するのが1,093ってなってるんですけども、この必要戸数がまた数字が変わってるような感じがするので、そこら辺どういうふうに考えておられるのかっていうのと、あと、必要な戸数を1,656って書いてるのに、単純に廃止していくから1,093まで落とすっていうのは、やっぱりちょっとどうなのかっていう意見も前回の委員会であったと思うので、そこら辺も、本当にそこまで減らして、先ほど遠藤委員も言われた公共サービスとして維持、これができることになるのかっていうのが非常に疑問だと思いますので、この数が出たっていうのが結局最後のページで、公共施設等総合管理計画で達成されるっていうふうに数字として書いてあるんですよ。そこを目標にしてるとしか思えないような感じで、もしそうだとしたら市民の視点に立った数字ではなくて、その目標に向かってやったとしか思えない数字だと私は感じるんですよ。ですので、本来のあり方としたり、やはり市民のためにどうあるべきかっていうのを、まずはこの市営住宅、公営住宅は考えていくべきだと思いますので、そこら辺でただ単純にそこまで減らすんじゃなくて、必要な戸数、そこを確保するためにどうしたらいいのかっていうのを考えていただきたいというのと、民間空き家を利用してっていうのがあるんですけども、民間空き家を利用するっていうことは、結局市営住宅だったら純粋に入居者に対して安く提供するっていうことになるんですけども、民間のほうに補助とか入れていくということになると、民間企業のほうに結局お金も回っていくということになるので、純粋に市営住宅のかわりっていうふうにも言えないと思うんですよ。ですので、やっぱり民間に補助して入ってもらってっていうのと、市営住宅を確保するっていうのは全く違う視点で考えないといけないんじゃないかなと思いますので、単純に民間空き家を活用していくっていうことは、市営住宅のあり方とは違うと思いますので、そこら辺も納得できるような何か説明があればと思うんですけども。

○稲田委員長 原次長。

○原都市整備部次長兼住宅政策課長 まず、必要戸数ですが、非常にわかりにくい資料で

申しわけないんですが、27ページで1,656戸というふうには出ておりますが、実は、市営住宅も毎年毎年たくさんの方が退去されます。1,656の必要戸数に対して、この37ページで退去者の予想を10年間で563戸退去される。大体年間50戸程度退去されますので、あいてくるんです。それを修繕をかけて募集をかけておりますので、そこは入っておられたけども出られてあいて、次の方を入れるということで、この退去数を引いた部分が1,093ということで、意図的に600も500も下げてるわけではございません。きちっとした計算のもと1,600必要なんだけど、その1,600の中で500戸は退去されてあくから、そこに500世帯は入っていただけという計算をしておりました結果の1,093でございますので、そのあたりは理解していただきたいと思えます。

民間空き家の件につきましても御意見いただきました。冒頭、私ども課長補佐のほうがちよっと説明しましたけど、現在民間空き家についてどのような形態かっているのを含めて、今言われた家賃補助等も含めて、検討してる最中でございます。ですので、確かにおっしゃるように民間空き家を使っていくということになると、市営住宅並みの家賃で入っていただくためには当然家賃補助をしなければならないと。これは大家さんへの補助にはなりませんけれども、ただ、大家さんとしては、もともとアパートを貸す場合はそれだけの家賃で貸してた部分を、入居者の方がその何割かを負担して残りを市が負担するということが、大家さんにとってはほとんどになります。市は補助という形になります。そのあたりのことを今、検討しておりますので、また資料ができ次第委員会のほうに報告したいと思っておりますので、次回以降に今考えておりますので、そのあたりをよろしくお願ひしたいと思えます。

○**稲田委員長** 又野委員。

○**又野委員** 非常にわかりにくいんですけれども、1,600が1,000になるので、退去していくけれども、入ってくる人もあるわけですよって言う言い方をされたと思うんですけれども、それ、入ってくる人がいるのに、何で1,000に減るのがちよっとわからないんですけれども。

○**稲田委員長** 原次長。

○**原都市整備部次長兼住宅政策課長** 1,600のうち500戸は退去されるわけですよ、10年間、今の予測ですけど。これ確実なことではないですけど、予測として500は退去されると。その退去された部分に修繕をかければ、新たに入っていただくことが可能だということでございます。

○**稲田委員長** 退去して修繕したら、数は変わらなく推移するという理解になりますが。
(「1,600から1,000になる要因だがん。」と戸田委員)

○**稲田委員長** 要は、人口が減るからとかではなくて、退去して、出ていかれたら1減りますけど、また入ってこられたら戻って変わらないという理解になりますが。

(「説明が甘かったですかね。」と声あり)

○**稲田委員長** 錦織部長。

○**錦織都市整備部長** 結局、この563っていうのは、この今後10年間に退去される数字でという形で示してますけど、これをそのもの全部募集をかけるということではないので、当然廃止住宅も目標に掲げてますので、そういう意味で、これを引くと1,093ぐらいの必要戸数でないかという計算でございます。

○**稲田委員長** 又野委員。

○**又野委員** だから、最初、私が言ったと思うんですけど、廃止するから1,000についてということで間違いありませんよね。

(「入居募集をしないから、自然的になりますよということなので。」と戸田委員)

○**稲田委員長** 潮住課長補佐。

○**潮住宅政策課長補佐兼市営住宅担当課長補佐** さっき戸田委員さんもおっしゃった入居募集、廃止予定の住宅もこれ、含んでおりますから、先ほども出ておりましたけども、河崎の簡易2階建てとかも出ておりますが、そういった住宅についてはあきが出ても募集はいたしませんので、減っていくということでのこの数字にしなければ…。

(「入居募集せんけん。」と戸田委員)

○**稲田委員長** 又野委員。

○**又野委員** ただ、必要とする戸数としては1,500ある分を、入居の募集をせずについてということ事態の考え方が、公共サービス提供する行政としてはおかしいんじゃないかなと思いますので、やはり希望がある以上は、ある程度確保するという方向で考えていただきたいと思います。以上です。

○**稲田委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 僕は今の説明ちょっと合点がいかんけども、10年間で563戸、平均するとなくなります、退去されますから。だから、その分の数を今の管理戸数から減らします。だから、1,093戸になりますと、こういう説明だよ。一方、応募者数が10年間に幾らあるかという数字は、どう計算してらっしゃるんですか。ここで、資料に載ってる35ページで見ると、5年間で1,500人、応募、申込者数があるんですよ。これは全く計算に入れないで、住宅戸数を減少させるということなんですか。逆に、10年間で563戸減りますから減少数ができますというけど、じゃあ、1500、5年間で申し込みがあることはどうカウントするんですか、これ。カウントしないんですか。つまり、それは、米子市の社会の中で、それだけの市民の方の権利が求められていることなんですよ、もとはと言えば、住宅に対して。住宅に対する申し込みは市民の皆さんの権利ですよ。その方が1,500人おられると、この5年間に。それは全く土台に入れないで、10年間で563戸出られたから、減らすんだという。これおかしいんじゃない位置づけ。住宅に対する入居申し込みが市民の皆様の権利になります。

○**稲田委員長** 原次長。

○**原都市整備部次長兼住宅政策課長** ちょっとこの表とは違うんですが、今年度1年間の応募実績をちょっと調べたんですけども…。

(「それで説明せないけん。」と戸田委員)

実は、昨年5月からことしの1月までの集計ですが、56戸の募集をかけました。それに対して申し込みが39件ございまして、応募なしが17で、申し込んで当選されてから、その後に辞退された方が4件。ですので、56件募集をかけて、未入居、現段階であいてる戸数が21件ございます。ていうことはどういうことかと申しますと、倍率が高いのは人気のある住宅に偏ってしまっていると。人気のない住宅には応募がない事例がたくさん出ておる。ですので、件数だけで判断をできない状況がこの1年間にちょっと見えてまいりました。ですんで、あいてるところが、修繕かけてあいてるところ、募集かけてるところ

たくさんございますので、そこには積極的に入っていただきたいというのが我々の思いでございます。

○稲田委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 原さんな、それちょっと単純な説明じゃない。

なぜ入らないかということ考えたときに、施設が社会的に供用できないということでしょう。エレベーターがないとかいろんな条件が重なっておるでしょう。それから、団地でも、その郊外であるとか、古い建物で部屋が狭いとか。だって、この表を見とつても、あれじゃないね、富士見町なんかは14.5倍じゃない、申し込みが。それから、皆生19倍、それから、加茂17.3倍、それから、西福原21.5倍、それから、西福原は単身もああで。必要だという皆さん方が行きて住みたいという場所が、申し込みの戸数よりもはるかに何倍の倍率が出てくるんじゃない。そういうところをどう分析しながら、なぜ入居申し込みができないところできているんだろうかということ考えたときに、長寿命化計画でどういうふうに関与していけばいいのか、修繕を含めて、こういう答えが出てくるんじゃない。そうすると、今言ったように、1,500人の、10年間で申し込みのあることを分析すると、563戸退所者が出るだけで事が足りるかっていう話が当然見えてくるんじゃないの。だけん、あなた方の今言った説明は、そういう短絡的な捉え方で物を見ちゃうと、本質的な住宅政策という土台を崩すことになるかもわからん。だから、もっとそれは、この入居申込者数が1,500人に5年間にあるという数字を含めた中で、本当に米子市の町社会を含め、住宅をどれだけ提供すべきなのか再検討すべきだと思いますよ、これは。それが、数字が入ってないことのほうが問題だということが一つと、今、又野さんが言ったけども、公共施設等総合管理計画、その中では40年間で20%だったかな、それで10年間で10%かな。これ、全体のこの数字にこれを割り当てた場合には何%になるの、市営住宅の、その563というのを。何ぼに値するの、これ。公共施設等総合管理計画全体の減少させる面積、何%市営住宅に当てはめるの。

○稲田委員長 原次長。

○原都市整備部次長兼住宅政策課長 済みません、ちょっと、それについては、今、即答しかねますけど、それぞれの市営住宅が面積が違いますので。

○稲田委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 そんな話じゃないんです、僕が聞いてんのは。市営住宅も、あんた方書いとるだがん、公共施設等総合管理計画の総量抑制に伴ってやらにゃいけないと。だったら、この1,600という数字を出いた以上は、それは何ぼ、全体の総量抑制政策のリスクに何ぼになるかという、当然出てくる数字じゃないの。検討しとりませんとは、そういうことを頭にできないんで検討してたら、おかしいじゃないの。逆に、市営住宅だけで、これ、みんな消化するっていうことになると、問題になってくる、逆に言えば、公共施設等総合管理計画。こういう論点だってあるんだよ、でしょ。市営住宅に全部しわ寄せをして、総合管理計画のいわゆる総量抑制面積を減らすんだというような、そんな暴力的な話はない。だから、委員長、時間ばかりとつてもいけんけん、次回にそういうものを含めて、今委員会で出た意見も資料として、改めて再提出を求めてください。

○稲田委員長 ほかございますか。

伊藤委員。

○伊藤委員　じゃあ、2点だけ、私はちょっとこの見直し案の中には、実態が書かれていますけど、今後10年間を見据えたところで、今、公募も高齢者が8割、また、長寿社会ですので、超高齢化社会ですので、そういう方々ももっと長寿でいらっしゃるわけですよ。そういう方は、ここの中でも、アンケートの中ではずっと住み続けたいというふうになってますので、やっぱり高齢者独居や、2人世帯がどんどんふえていくということにもあらわれてますので、そこら辺のところは、数はもうちょっとやっぱりきちっと捉えられるべきじゃないかなあと思ってます。

もう一つは、これは市営住宅、計画ではありますけれども、米子市の中には県営住宅もございまして、そこら辺のところの兼ね合いはどう考えてらっしゃるのかなと全体のストックの中で、県営住宅はどれぐらいあって、その中で、本当に低廉な家賃で困っていらっしゃる高齢の方が多くなってくるとは思うんですけども、そういう方がどれぐらいいらっしゃって、どういうふうにカバーしていくんだというようなことがこの中に見えないので、盛り込んでいただければなと思います。以上です。

○稲田委員長　ほかございますか。

質問になっちゃうのかもしれない、ちょっとかわってもらっていいですか、済みません。

〔委員長席交代〕

○又野副委員長　よろしいですか。

（「関連します。」と稲田委員）

稲田委員。

○稲田委員　簡潔に伺います。きょう、今後委員会を運営していく上でちょっと日付的なスケジュールをちょっと確認しておかないといけないと思ったので、急遽ですけど、聞かせてください。

3ページ、先ほどもちょっと言及いたしましたけど、半分から左の下の枠ですね。長寿命化計画、もともとは平成33年度、読みかえると令和3年度が着地点だったのを、1年、これは前倒しという表現が適切かどうかわかりませんが、令和2年から次始められるということで、きょうの委員会もそれであるという認識です。

遠藤委員から要請があった資料のうち、一つは、また3月議会でという話が冒頭ございました。そういう中で、令和2年度からスタートするということが、果たしてどこまでこれが、その練られたものになるかというのを、ちょっと先ほどからどういうふうに捉えればいいかと思っております。現時点で、この令和2年度開始、終着というか、行かれるのか、行かれる行かれないの判断をここで早急にできるかどうかわかりませんが、仮に令和2年度から開始するのであれば、あともう1カ月半しかないですし、実質的には3月の委員会で、最終的にこの場での意見の集約がどこまでできるかというのは、ちょっと疑問というか心配に思うところが多々ありますので、その点でもちょっとスケジュールも含めて答弁いただきたいと思います。

○又野副委員長　原都市整備部次長。

○原都市整備部次長兼住宅政策課長　本日の意見を踏まえてということでございましたけども、ちょっといろいろな難しい質問もありましたように、整理は必要なんですけれども、建前として私どもが考えてましたスケジュールは、令和2年度からこの計画を執行す

るという前提に立てば、今年度末、3月末までの策定を目指していたというところがございます。ですので、今おっしゃっていただいたように、もろもろの追加資料等もいただきましたので、それを次回に御説明した上で御理解いただけたら、3月末の案をとって、計画というふうに持っていきたいというふうに思っております。

〔委員長席交代〕

○稲田委員長 本件は、ほかございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、次に移ります。

次に、米子市万能町駐車場、米子駅前地下駐車場及び米子駅前地下駐輪場に係る指定管理者の指定について、当局からの報告をお願いいたします。

伊達建設企画課長。

○伊達建設企画課長 そういたしますと、先月の委員会でもお伝えしておりました米子市万能町駐車場、米子駅前地下駐車場及び米子駅前地下駐車場及び米子駅前地下駐輪場について、2月3日に行われました米子市指定管理者候補者選定委員会の答申を踏まえて指定管理者候補者を選定いたしましたので報告をいたします。なお、指定については、3月の定例会に議案を上程させていただきます。

結果についてでございますが、結果から言いますと、株式会社大幸電設を指定管理者候補者を選定いたしました。選定方法は、公募によらず、当法人を選定しました。

経過でございますが、2ページの(2)によりごらんください。昨年の12月中旬から本年1月上旬にかけて当法人と協議を重ね、当事業計画書を受理いたしました。1月下旬までに事業計画書等の内容を評定いたしましたして、候補者の決定をいたしました。去る2月3日に選定委員会に諮問をし、会を即日開いていただきまして、審議の後、即日答申をいただいております。

はぐっていただきまして、5ページ、6ページが答申の写しをつけております。

それから、7ページから諮問の資料を添付しております。この諮問の資料の中ですが、9ページをごらんください。指定管理者候補者選定基準・評定票についてですが、この中の大きな項目の3の(1)管理経費の節減が図られる見込みがあるかという項目を除きまして、現在の営業状況との相対評価で評価をしております。現在も実質、大幸電設が1社で営業しておりますので、評価としては普通としております。

説明は以上となります。

○稲田委員長 当局からの報告は終わりました。

委員の皆様からの質疑、御意見を求めます。

遠藤委員。

○遠藤委員 これ、公募にしなかった理由は何ですか。

○稲田委員長 角建設企画課課長補佐。

○角建設企画課長補佐兼総務担当課長補佐 まず、公募にしなかった理由についてでございますが、今回指定しております大幸電設、これが平成29年から始まっております5年間の指定管理者の構成員の一部でございました。従前が日駐研・大幸電設という2つの企業の事業体でございました。この事業体が、このたび、構成員の日駐研のほうで経営状況が思わしくないということで、先月、1月の開会中の委員会でも御報告させていただきましたが、こちらのほうで年度末までということにしたこととさせていただきます。

それで、公募によらなかった理由についてでございますけれども、令和2年度から、4月からすぐにまた業務を継続してまいりますので、今構成員であります大幸電設、その一社の指定ということで公募はしなかったものでございます。

○**稲田委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 期間がなかったから公募にかけずにやったということなんだけれども、ということですか。

○**稲田委員長** 角課長補佐。

○**角建設企画課長補佐兼総務担当課長補佐** 失礼しました。補足といたしまして、その期間だけということではございませんでして、実際この大幸電設というものが、実質、今年の12月から指定管理者のほうの共同事業体の代表を既に大幸電設のほうにかわっておりまして、その後も代表変更後も引き続き事業計画書にのっとりまして事業を行い、また、雇用のほうも継続して大幸電設のほうで行っておるということがございまして、継続することが可能であるという判断からも公募は行わずに、引き続き、4月から大幸電設を選定しようと考えたものでございます。

○**稲田委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** ということは、じゃあ、ジョイントでやっと思ったこと自身が無意味だったということですね、今まで。大幸電設が主体で、全てやっと思って、もう一つ日駐研だか何だか知らんけれども、その会社は倒産していけんやになったけん、ペアになりましたけん、はずしました。2つやられる意味があったかという話になる、ジョイントの。

○**稲田委員長** 角課長補佐。

○**角建設企画課長補佐兼総務担当課長補佐** これが平成29年度から指定管理者ということで、共同事業体でということで始めていただいております。当初のスタートといたしましては、日駐研は本社が東京のほうにございまして、支社ということでは関西圏までしかございませんでした。引き続き、この米子の駅前の地下駐車場を管理、施設を管理するに当たりまして、やはり、いつ施設に来るとということがわかりませんので、地元の企業で即時に動けるようにということで、実際に駐車場設備ですとかそういったものにノウハウをお持ちの大幸電設というところで、共同事業体で公募に参加をされたという経緯があります。日駐研のほうは駐車場の専門の企業で、あと、大幸電設はもともとは機械系のメーカー、保守点検ですとか、そういう設備のほうに強みがある企業ということで参加をされたというふうに聞いております。

○**稲田委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 僕は今のこのジョイントの選考の仕方、我々も今まで審議しなかったけんまじいけれども、今のようなジョイントを組む事由がちょっとはつきりしないね、怪しげなジョイントを組んでしまったなという感じを受けるし、それから、もう一つは、この、例えば公募した場合に、大幸電設か、これだと同等の資格を持つというか、技術を持つというか能力を持つ、そういう業者は米子周辺近辺を含めて見当たらないと、こういう判断も働いとるんですか。

○**稲田委員長** 角課長補佐。

○**角建設企画課長補佐兼総務担当課長補佐** 前回29年度のときに、例えばですけども、公募のほうに参加された企業っていうものが地元にあったんですけども、そういったも

のは既に米子からもう営業所のほう撤退をしたというふうに聞いております。

○**稲田委員長** ほかございますか。

田村委員。

○**田村委員** これは実績があるということでこの会社でいい、僕はそれで異論はないです。聞いてみるんですが、せんだって、リニューアルになった地下駐で使用できないトラブルがありまして、長らく使えないということで、市民、観光客、大迷惑をかけて、その間の収入も途絶えたということでもあります。この過失責任はどこにあったんですか、本市ですか、大幸さんですか。

○**稲田委員長** 角課長補佐。

○**角建設企画課長補佐兼総務担当課長補佐** 11月の末から12月の下旬にかけて、約一月の間の、おっしゃったとおり休止ということになりました。これは駐車場内にあります消火設備っていうものがあったんですけども、こちらのほうのふぐあいが見つかりまして、消防署のほうから運営のほうの許可が出ないというところで休止に踏み切ったところでございます。ですので、瑕疵ということになりますと、やはり設備のほうになりますと本市ということになりますので、指定管理者の責務ということではなくて、本市のほうにあるものと考えております。

○**稲田委員長** 田村委員。

○**田村委員** じゃあ、その施工業者に、それ何か、請求できないもんなんですか、債務じゃないですけど、損害請求っていいですかね。

○**稲田委員長** 角課長補佐。

○**角建設企画課長補佐兼総務担当課長補佐** 年2回、消防設備のほうの点検というものは入っていただいているところなんですけれども、そういった中で、確かに施設も平成8年からスタートというところで、老朽化してる部分も多々ございました。そういうところで、御指摘というのは、すぐすぐではないですけれども、やはり年次的に、やはり更新はしていったほうがいいという御意見は頂戴しておりましたけれども、そこについてはまだすぐすぐこちらのほうでは修繕というようなことは考えておりませんでした。

○**稲田委員長** 田村委員。

○**田村委員** 最後にします。こういうのはやっぱりはっきりと、もう皆さん、市も、皆さんに迷惑かかったことですし、せつかくリニューアルになって、高専の学生さんたちの心込めてやったものが使えないっていうことになって、やっぱりみんな、ええってなってるわけで、やっぱりそれがなかったことのようにこういうことすと動いていくっていうのは、僕はいかがなものかと思えます。やはり問題があったものについては、その施工責任であるとか、そういった瑕疵についてはしっかりと請求していただきたいということをお願いしたいです。以上です。

○**稲田委員長** ほかございますか。

〔「なし」と声あり〕

○**稲田委員長** ないですね。

ないようですので、都市経済委員会を暫時休憩いたします。

午後3時30分 休憩

午後3時42分 再開

○**稲田委員長** それでは、都市経済委員会を再開いたします。

経済部から3件の報告がございます。

まず、平成30年度担い手確保・経営強化支援事業補助金に係る返還について、当局からの報告をお願いいたします。

中久喜農林水産振興局長。

○**中久喜農林水産振興局長兼農林課長** 平成30年度担い手確保・経営強化支援事業補助金に係る返還について御説明いたします。この補助金ですけれども、力強く持続可能な生産構造を実現するため、先進的な農業経営の確立に意欲的な地域の担い手に対し、必要な農業機械、施設の導入を支援するという国の事業でございます。そのような担い手があらわれたので、事業概要といたしまして、平成30年度にビニールハウス6棟及び高設栽培装置一式の導入に対して支援したものでございます。

それで、返還に至った経緯でございますけれども、今年度になりまして、平成30年の実施した事業について確認した中で、当該事業の実績報告に添付されていた借入証書の写しが計画申請時のものと違っていたことから、詳細を検討いたしました。その結果、この借入証書が別事業のための借り入れであるということが判明いたしましたので、以上の結果から、融資を条件である事業の採択要件を満たしていなかったものと判断して、国庫補助金相当額の返還の申し出を行うものでございます。

発生要因等でございますけれども、当初、補助事業者に対しまして、市の制度説明をしたところでございますけれども、理解が不十分であったということでございます。あと、2点目、3点目といたしまして、グループ内で資金の融通を行っていたことでわからなかったということと、グループ内の事業と経理部門の連携が十分でなかったということが補助事業者の要因としてあります。

そして、米子市側でございますけれども、実績報告を受け取った際に、借入証書の写しの提出がございました。ところが、融資の内容について詳細に聞き取りを行わなかったということがございます。また、その際について、その結果、精査せずにその借入証書はこの事業のための融資であるということと判断しまして、事業を進めてしまったということが要因であるというぐあいに考えてございます。

報告については以上でございます。

○**稲田委員長** 当局からの報告は終わりました。

委員の皆様からの質疑、御意見を求めます。

前原委員。

○**前原委員** 約5,900万円、6,000万円の事業を行う、この2分の1の補助ということなんですけど、非常に大きい補助額なんですけども、担当されてたこの企業の方の、この部分の担当者っていうのは何人いたんですか。

○**稲田委員長** 中久喜局長。

○**中久喜農林水産振興局長兼農林課長** この補助事業に対しての、窓口の方は一人でございました。それが事業部門の担当者でございまして、また別にグループ企業でございまして、経理部門の担当がおられて、その方も一人であったというぐあいに考えております。

○**稲田委員長** 前原委員。

○**前原委員** 市のかかわり方がやっぱり問題だったのかなというふうに思います。その会

社の事業で使っていたお金を回してしまっていて、実際借入入れをしなかったということですので、ちょっと意図的に見てしまうと、借入証書の写しがあったということですので、これ、もしかしたら、途中で発覚して、何とかその場をやりくろうと思って、ほかの証書の写しを持ってきたというふうに思われいいのかということも考えられますし、この辺はどうなんでしょうかね。

○**稲田委員長** 中久喜局長。

○**中久喜農林水産振興局長兼農林課長** その点につきましては、国の事業ではございますけれども、当然、市、県を通じて申請等を行う事業でございますので、県ともこういうことであったということをつまびらかにお話しさせていただきますして、決して悪意はなかったということは御理解いただいていると思っております。

○**稲田委員長** 前原委員。

○**前原委員** それもいいか悪いか、悪いんですけどね。要綱読まれてたのかなってということが、まず、要領、要綱読まれてたのかってというのは問題になって、この金額の事業って、農業分野のこの金額の事業って、非常に大きい事業だと思いますので、これを安易にこう事務をされたとなると、かなり問題ではないかなと思いますけども、この辺に関して、本市としては、この企業に対して、企業の担当者含め企業に対してどのような、訓告なのかよくわかりませんが、御指導されるのかなってということをお伺いしたいと思います。

○**稲田委員長** 中久喜局長。

○**中久喜農林水産振興局長兼農林課長** 当然、市のほうの責任もかなりあるというぐあいに考えておりますけれども、やっぱりお金を実際受け取られるのは事業者さんでございますので、ちょっとどのような形になるかはわかりませんが、そういうことは現に慎んでくださいというよりも、いろいろと精査をして、事業を活用してください等のお話はさせていただこうかなというぐあいに考えております。

○**稲田委員長** ほかございますか。

又野委員。

○**又野委員** ちょっと同じような話なんですけれども、本当に返還だけでいいのかなという感じがすごしまして、通常こういうことがあった場合、何かペナルティーとかっていうのはないでしょうか。

○**稲田委員長** 中久喜局長。

○**中久喜農林水産振興局長兼農林課長** 今のところは、まだ確定はしておりませんが、そのようなことはないのではないのかなというぐあいには感じております。確定ではございませんけれども。

○**稲田委員長** 又野委員。

○**又野委員** 同様のケースが過去にあったかどうかわかんないんですけども、過去、何かなかったのかどうかということなんなんですけれども。

○**稲田委員長** 中久喜局長。

○**中久喜農林水産振興局長兼農林課長** 申しわけありません。ちょっと私も、その返還ということ自体が初めてでございましたので、ちょっとその情報を持ち合わせておりません。また調べたいと思います。

○**稲田委員長** 又野委員。

○**又野委員** ぜひとも、同じようなケースがあって、その取り扱いに差があってはいけないと思いますので、そこら辺調べてください。

○**稲田委員長** ほかがございますか。

伊藤委員。

○**伊藤委員** 私も何か、本当に市の体制がどうだったのかなと思うところです。こういうふうには(2)の①、②にありました、聞き取りを行わなかったことだとか、内容の精査を行わず思い込みで事業を進めてしまったっていうのは、事務としてあってはならないことかなと思っています。このことを踏まえて、今後、このようなことがないように改善されたとか対策だとか、どのように考えていらっしゃるって、考え方、庁内で波及することだと思うんですけども、そこら辺のところをお答えいただきたいと思います。

○**稲田委員長** 中久喜局長。

○**中久喜農林水産振興局長兼農林課長** 伊藤委員さんのおっしゃるとおりでございまして、私どものほうの確認が十分でなかったということで、ちょっとまだ今、課内で協議中なんですけれども、各補助事業に対して要件を網羅した、いわゆるチェックシートというものを作成して、その都度確認するとともに、事前に申請受理時に十分なチェックも行っていきたいというぐあい考えております。

○**稲田委員長** 前原委員。

○**前原委員** 済みません、平成30年度はまだ会計検査の対象にはならないと思うんですけど、今後、明らかに会計検査の対象になりますので、返還までの経緯、てんまつとか。てんまつ書多分出さなきゃいけないと思うんですけど、企業体の多分トップの謝罪みたいな形も必要になってくるのかなと、農水省のほうに、と思いますし、県からの何らかのあれがあると思いますけど、その辺も踏まえてきちっと事実関係をきちっとして、事のでんまつを詳細にしとく必要が絶対あると思いますし、会計検査かなり厳しいので、私も何回か受けたことがありますけど、私も謝りにいったことが、組合長と一緒に謝りにいったことがありますけども、非常にその辺のことを考えて、今後のことを、伊藤さんも言われましたけども、しっかりチェックシートをつくられて、県任せというところが非常に多くて、正直言うと、市町村を超えちゃって県と直接やりとりをするというようなことが非常に多かった、私の経験則から多くて、その辺を、要綱、要領の読み込みというのを、課員のほうに徹底していただきたいなと思います。

○**稲田委員長** ほかがございますか。

戸田委員。

○**戸田委員** 先ほど来からずっと出ておるんですけど、国庫補助要綱は、相手先も、どこの方かわかりませんが、事業者も十分に理解しておられたんですか。それ市のほうがきっちり説明をされて、補助要綱に基づいた受け皿をされたんですか。

○**稲田委員長** 中久喜局長。

○**中久喜農林水産振興局長兼農林課長** 御相談がありまして、この担い手確保の事業を活用して、ビニールハウス建設をしようという話をして、正直言って、ちょっと私も確認はしておりませんが、補助金の交付要綱を渡してなかったんじゃないかと思いますが、パンフレットがございまして、補助事業者の皆さんへという農林水産省が作成しました、こう

というようなものなんですけれども、これをもとにお話しさせていただいておったと思います。

○**稲田委員長** 戸田委員。

○**戸田委員** 国庫補助金を受けるには、要綱にきちっと、お互いに市も事業者も県も理解をして、補助要件に合致したけん初めて補助申請されるんでしょ。それで、先ほど来からチェック機能って出とるけど、私たちのときは、追跡調査しよっただけんな。必ず補助要件に基づいて補助採択受けて、お金をいただいて、そのお金がきちっと補助要件に満たした状況に用途されたかどうかというようなことが、それが適切でなかったんじゃないの。それは、補助要件を相手にきちっと説明を仕切らないと、そういうような補助採択っていうのはあり得んでしょ。それで、追跡をして、その辺に用途を確認をして、その業者さんにもきちっと指導されるかどうかっていうのは、私は怠ったでないかなと、私は思うんだけど、その辺はどうなんですか。

○**稲田委員長** 中久喜局長。

○**中久喜農林水産振興局長兼農林課長** 戸田委員さんのおっしゃるとおりで、まさに委員さんがおっしゃる補助事業を進行するに当たってのイロハのイのいうか、正しいところでございまして、それは、正式な手順も、公務員としてあるべき手順を踏んでなかったのかなというぐあいに感じております。

○**稲田委員長** 戸田委員。

○**戸田委員** それで、私、一番心配するのは、その事業者さんがその担い手事業の補助要件、補助金を受けた以外に国庫補助金を受けておられるんですか。

○**稲田委員長** 中久喜局長。

○**中久喜農林水産振興局長兼農林課長** 国事業、ほかでは受けてないでございます。

○**戸田委員** 国以外。

○**稲田委員長** 中久喜局長。

○**中久喜農林水産振興局長兼農林課長** 県の事業、6次化の産業の事業で受けておるというぐあいに記憶しております。

○**稲田委員長** 戸田委員。

○**戸田委員** そういうふうな国や県の事業をきちっと補助採択と補助要件を満たして初めて補助採択される。補助メニューのあり方ってそうですよね。こういうふうな市のほうからこういう補助事業がありますので、誘導したのか、事業者のほうからそういう補助採択要件を見出して市のほうに相談があったのかどうなのか、その辺のところどうなんですか。

○**稲田委員長** 中久喜局長。

○**中久喜農林水産振興局長兼農林課長** 実は、会社のほうから農林水産省のパンフレットをお持ちになられて、この事業を、この補助メニューとして使えないかという話があって、相談に乗ったという経緯でございます。

○**稲田委員長** 戸田委員。

○**戸田委員** だから、そこのところをやっぱり事業者さんからそういうふうな補助採択メニューを持ってこられて、補助要件を十分に熟知した上で来たということになれば、私はそこに用途にそういうふうな間違いがあるというのは、私はおかしいんじゃないかなって

私は逆には思うんですよ。深く追及しませんけれど、やっぱりそういうふうなところを再チェック機能が怠っておったということは事実なんじゃないかなと私は思うんですけど、それで一つ、私が心配するのは、この同じ事業が、例えば令和2年度に他の事業者さんが、例えば補助申請をされたときに補助採択いただけるんでしょうかね、国から。そういう影響はないんですか。

○稲田委員長 杉村経済部長。

○杉村経済部長 先ほど来から御指摘いただいたとおりでございまして、今少し担当の課長補佐とも話しましたが、要綱自体は担当者としては様式ものとするわけで、その様式にのっとって提出されてきておるといことですので、ある程度の、そのパンフレットを持って具体的に説明したようなんですけども、しっかり出てきたものについてはチェックもしてあって、要綱、しっかりと渡しておったかどうか、ちょっと今不明なんですけども、そういった借入れが条件だということは示してあったということは、私も実は確認しております。実際社長とお会いして、その担当の、あれは専務さんかな。

(「はい、そうです。」と中久喜農林水産振興局長兼農林課長)

とも内容を確認して、その借り入れっていうものが条件になっているってことなんですけども、それが、この事業のために特別に、明らかにこのための融資を専属で借りんといけんかったってところが、会社のグループ自体はいろんな借り入れを運転資金から何からしとられた中で、ある程度、全体のグループで借りた融資のものを使って建築されたというようなことはおっしゃってございました。ただ、それが、これ専用の融資をはっきりと、5,900万の事業費で借りていないと。実際に国の要綱でいくと、この事業するために全額かな、全額融資で賄わなければならない。

(「全額でないです。融資が要件です。」と中久喜農林水産振興局長兼農林課長)

全額でない、融資が要件でした。その少し、いろいろとお話を實際させていただきますと、お互いに、こちらは説明したという認識をしてましたし、向こうは、いや、きちっと説明は受けてない、そこまで。そういうような、お互いにこの言った、言わんみたいな認識してなく、最低限、事業者が、このために、この事業のために融資が絶対の条件です、このための融資をしてくださいってところまでは認識していらっしやらなかったことは事実でございます。そういう意味で、市のほうの説明が不十分であったというふうなところは思っておるところでございます。したがって、今回のこの返還につきましては、非常に市に責任もございまして、戸田委員さんがおっしゃいましたように、今後、この法人さんがそういった、例えば補助金を受けられなくなるようなことは、何とか市のほうからも国や県にお願いして、こういう形で自主的に返還をするわけですので、何とかそういった、先ほどペナルティーのこともございましたけど、そういう意図的に悪意を持ってそういうことをされたっていうふうには思っておりませんので、勘違いといえますか、その条件をしっかりと認識してなかったということでございますので、少なくとも、この企業に対してそういう、ずっと国庫補助が受けられないってようなことがないように、県なり市、場合によっては国にもちょっとお願いをしてみたいなというふうには思っておるところでございます。

○稲田委員長 戸田委員。

○戸田委員 私言にくいけど、それは部長、甘いと思うで。やっぱりある程度国庫補助

金を返納するという事は、大きなペナルティーですよ、会計検査通りませんよ。そのときの理由はつきますか。今の業者さん、補助金を受けられた業者さんのことを言っておるんじゃないです。今後、他の業者さんがこの同じような補助メニューを受けようとするときにも鳥取県にはそういうような前例があるけんいって、なかなか恐らく補助採択をしていただけない状況になってくると思いますよっていうことを言っておる。そのときには、本市にとって大きな損失じゃないかなって私は思うんです。そういうようなところを十分に市長、副市長や上層部とも話されて、本市として今後の対応をどうしていくかということも共有されておられますか。

○**稲田委員長** 杉村経済部長。

○**杉村経済部長** 今回の件については、その全て副市長とも相談しながら、このままでは会計検査は絶対通らないってところから、事実関係もしっかり把握した上で、これは補助金の要綱を満たしてないので、これは返還すべきだというような判断をしたところでございますし、戸田委員さんがおっしゃいましたように、今後、そういった市に対しての国の考え方っていうのも影響も出てくるおそれも当然あるかと思ひ、そういったことも含めて、今回はこういう返還という、会計検査まで、受検までこのままというわけにもまいませんので、課題としては県とも相談しながら、やっぱり自主的に補助金を返還したほうがよいという判断をして、会計検査で全額返還というのはもっと重いペナルティーが来るとは思いますが、現実的には非常にまずい対応だったというふうに思っておりますけれども、現実的には会計検査まで、このままでいくよりも、自主的に国庫補助返還してのほうが市のダメージといいますか、そういうものも若干やわらかいのではないかという判断をしたところでございます。

○**稲田委員長** ほかがございますか。

田村委員。

○**田村委員** ちょっと信じられないお話でありまして、僕もびっくりなんですけれども、この借入れの詳細、借入証書を確認されたということなんですけど、これは運転資金でしたか、設備資金でしたか。

○**稲田委員長** 中久喜局長。

○**中久喜農林水産振興局長兼農林課長** 設備資金です。

○**稲田委員長** 田村委員。

○**田村委員** 設備資金ということは、大体、僕も銀行員だったんであれなんですけど、整備資金で融資したら、その該当額の領収書っていうのは突合するんです。それ確認されましたか。

○**稲田委員長** 深田農林課担当課長補佐。

○**深田農林課農林振興担当課長補佐** 事業者様にこの借入れを行った先への事業完成報告書というものを提出いただきまして、確認をいたしました。その内容が必要だった工事とかそういった機械購入に充てられているものだと判断いたしました。

○**稲田委員長** 田村委員。

○**田村委員** ということは、これ、今回、今確認されたということなんですけれども、実際、この本件とは違うものであったということですよ、ですよ。となると、結局、資金の、いわゆる流用、多分相手方は金融機関がいて、そういう何らかの事業融資の申請さ

れて通って、それが実行されたということなんでしょうけども、もし、これ、銀行さんに知られると、例えば、いわゆる資金流用、資金使途相違を疑われて、これ、約定書上では速攻で全額返還してくださいって、保証書上もそうなるんですけども、本当にこれ大丈夫なんですよ、この年度内に返還を受けってなってますけど、それぐらいの資金というか、フローというか持っておられますか、大丈夫ですか。

○**稲田委員長** 中久喜局長。

○**中久喜農林水産振興局長兼農林課長** 4月のゴールデンウィーク前だったかと思います。まず最初にこの問題が発覚しまして、ずっと事業者さんと県と交えて三者でお話をし、てまいりまして、やはり補助金相当額の返還をしていただかなくてはならないので、御用意くださいという話はさせていただきました。それは去年の11月でございます。そのときには、まず御了解いただいて、御指示があればそのようにしますという御回答はいただいた、返還のことですよ。例えば何月何日までにお金をという、そういう意味なんです、それはいただいております。

○**稲田委員長** 田村委員。

○**田村委員** それはぜひ返還を確実に受けていただくっていうのはもちろんなんですけれども、いわゆる、僕、心配するのが、やっぱりそういう、見てるとその資金の何か流用が結構あるなど、そのグループ内で。いわゆる金銭感覚の非常に乏しい会社だなどというふうに思ってます。いわゆる運転資金だったら運転資金、今から3カ月分の給与だったりいろんな運転にかかる。事業資金なら事業資金で設備っていうのも厳密に分けられておるので、それは容易に何かこう、一旦箱に入ったお金をがちゃがちゃに、こう割り振っているようなイメージがあるんです。もしかすると本当にここは飛んじゃうんじゃないかなと僕は普通に思うんですけども。そういうことないように、ぜひとも誠心誠意出た分の、本市にかかわった分に関してはもう優先で回収、必死でやっていただきたいなど、お願いいたします。

○**稲田委員長** ほかございますか。

遠藤委員。

○**遠藤委員** これは随分前になるんだけど、経済関係でないけど、福祉関係のことじゃないかな、知事の融資5,000万円問題が、片山知事じゃないかな。これはもう正直言って、抽象的な対応で、もう5,000万貸しちゃあがな、使えや。やっちゃって、問題が発覚して、僕はそういう過去の例を掘り起こしたくないんだけど、何がそこで問題になったかという、国の補助金や県の補助金は市の補助金として単独で出すわけじゃないもんだから、通過的な事務になるわけだがんね。そげすると、正直言って、職員の皆さんに申しわけないんだけど、自分たちがその財布から出すものの重みと、こういう県や国のお金の重みっていうのに、そこにちょっと意識の違いが発生してんじゃないかという気がする、仕事上で。だから、書類さえ通いとけば、うちが金出すわけじゃないから、国が、県が出しなあけん、まあええがなっていうことが仮にあるとすると、見落とす場合がある、意識の問題として。だけど、自分たちのお金を出す、直接出すんだっていう意識でチェックすると、そういうものが消えてくる。過去の片山知事時代5,000万円の福祉に対する事業の問題で大きな事件があったことを思い出して、同じことが、こう今、借りた側は、知事がええって借りたがな、それをこげん使って何で悪かっただ、それはこういうふうになっ

ておりません、やっちゃんもっちゃん起きたわけなんで、やっぱりそこの辺の問題だと思うだ
がんな。いざ言われてみて、市も今度は正直に言われてみて、これはおかしいですわって
いうやな形にやってしまうという、そういうのが過去にもあったんで、これもよく似てい
るようなケースじゃないのかなという、そういう思いがするんだがんな。そういう意味で
は、皆さんからいろいろ意見が出とうけども、やっぱり仕事に対する、どういうのかな、
意識の持ち方っていうものをもう少ししっかり掘り下げていただかないと、他にも
同じような事件が起こる可能性が、たまたま米子市がこれによった損害をこうむるという
ことが活字上は見えないけん、そういうことがないかもしれんけども、しかし、ある意味
では、相手から言わせりゃ、何できちんと指導してござんだということが、いわゆる行政
として信用失墜行為、こういうところのことにもつながる可能性ってないとはいえないと
思いますよ。その辺、よく内部で検討されたほうがええと思いますね。

○稲田委員長 ほかございますか。

〔「なし」と声あり〕

○稲田委員長 ないようですので、本件は終了いたします。

次に、米子市中小企業振興条例について、当局からの報告をお願いいたします。

毛利商工課長。

○毛利商工課長 そうしますと、中小企業振興条例について御報告をいたします。お配り
した資料の次第をごらんください。

まず、先月の閉会中の委員会からの経過についてでございますが、並行して行っており
ましてパブリックコメントを1月6日から1月27日まで実施し、6件の御意見をいた
だきました。その後、こちら、閉会中の委員会での御意見とパブリックコメントを踏まえ
まして、2月の6日に外部委員による第3回条例検討委員会を開催し、条例案の検討を行
っていただきました。また、その間に、地域内部では法令審査会等による条例文言の修正を
行っております。

きょうの資料1は、議会、委員会及びパブリックコメントでいただいた意見についてま
とめた条例(素案)に対する意見の反映結果についてでございます。その次のページには、
主に条例としての文言修正を行った箇所について記しております。

資料2は、第3回条例検討委員会、先ほど言いました2月6日の条例検討委員会を経た
条例案というものにしようとしているものでございます。なお、資料2につきましては、
先月のこちらの委員会での御説明をした条例(素案)からどう変わったかというところを
あらわしたところございまして、赤字と見え消しということで、変更をあらわしている
ものでございまして、多少読みづらい点については御了承いただきたい
と思います。本日、これから資料1を中心に御説明してまいります。修正された条例文案
につきましては、随時、資料2をあわせてごらんいただきたいと思います。よろしくお願
いいたします。

それでは、改めまして、資料1をごらんください。済みません、ナンバーが打ってなく
てあれなんですけれど、上から順に重要な点を御説明していきたいと思います。

まず、1番目でございます。1番目の部分につきましては、パブリックコメントからの
意見でございまして、条例名について、条例名に「基本」という言葉を入れてほしいとい
うことございまして、このことに対しましては、基本条例というものは、説明にも書い

てございますとおり、基本条例は派生する条例、規則がある場合に用いられるということで、本条例は、今回考えます米子市の条例は、理念に加えて、施策策定の重要課題などを具体的に盛り込んでいるということでございます。そういったことから、「基本」ということを入れるものにはそぐわないんじゃないかというふうに考えまして、検討会、条例検討会でも審議していただきまして、直接の内容、この反映ということはなしということになりました。

続きまして、2段目、3段目でございます。こちらは先月の議会、委員会でいただいた御意見ということになっております。小規模企業者にとって、自分たちが本条例の対象であると捉えられるような表現を検討願いたいという御意見でございました。そして、第1条中の「中小企業者等」というところについて、用語の定義が次条からということもありますので、併記をすべきではないかというような御意見でございました。これを合わせまして、その説明、右に書いてございます。第1条、目的において、中小企業者、小規模企業者を定義することで、その対象を明らかにすることと、同時に、この条例自体、中小企業者、小規模企業者を対象としているということについては、報告に努めてまいりたいというふうに思っております、意見の反映というふうに書かせていただいております。

続きまして、上から4番目、パブリックコメントからの意見でございます。4番目につきましては、小規模企業者が希望を持った活動ができるように焦点を当てた内容への意見や、各種調査の実施というものが書かれております。その次、その下でございます。5番目の部分、地産外商に重点を置くべきという意見でございまして、この2つ、いずれも具体的かつ詳細な内容につきまして、次年度に策定するアクションプランの中で具体的に検討していくというふうな考えを持っております。

その次、6番目でございます。6番目は、済みません、なお、地産外商につきましては、資料の2の2条でございますけれども、めくっていただきまして、2ページ、2条の(8)でございます。地産外商につきましては、法令審査の過程の中で、条例文で適切に使用するために第2条において、本条例での使い方を定義するというので、改めて定義を入れております。これは前回から大きく変わった点といえますか、つけ加えた点ということでございます。

続きまして、資料の1にまた戻っていただきまして、上から6番目でございます。6番目の部分の意見の概要は、アクションプランについて、策定経過や結果及び評価方法などを明らかにすべきという意見でございます。この意見に対しましては、第4条第3項でございます。3ページですね、資料の2の3ページになります。第3項でアクションプランの策定に当たって関係機関、関係団体からの意見聴取を行うことや、検証や見直しについて改めて記載をいたしました。そして、この第3項でございますけれども、少しここにも出してあります修正も入っております。同項の修正に関しましては、先ほど言った検証や見直しについての記載に加えまして、このほかに、当初、見えております、実務者会議を設置するというふうに記載しておりました。これは、法令審査を受ける過程で削除して、実際には、意見を聞く機会を確保するというふうになっております。これは、審議会の通常の、米子市の条例の中で、会議の設置とうたう場合には、審議会の諮問機関に該当するようなものという意味合いが込められるということになりまして、今回はそこまでのものではないということから、表現の内容を合わせるという意味でこういうふうに書いておりま

して、市のほかの条例でも、手話条例でも同じような形を使っているためにこういうふう
に表現しておるものでして、実務者会議は当初の予定どおりに設置をいたします。各機関
の意見もその場で聞いて、実施していくことについて、内容について、趣旨については変
わりないというふうになっているものでございます。

資料の1に戻りまして、7番目でございます。

7番目は、第4条第2項第1号及び第2号の条文内容についての御意見をいただいております。それぞれ、1号につきましては、雇用の創出に係る要因は2つに限定するのでは
なくて、他の言い回しがよいのではないか、限定してしまうことはおかしいんじゃないか
ということですが、これに対しては重点課題として捉えているものを出しているだけ
でございます、限定していることではないということでございます。

そして、②に書いております、競争力の強化、これが地域内での企業間の競争をイメ
ージしてしまう可能性があるよというような、表現についての御意見がありましたけれども、
②の説明のほうにも書いてございます、そういった地元企業の経営体質強化を図るとい
うのが本条例文の目的でございます。こういった内容で書いているものでございますので、
いろいろな捉え方を、誤解を招かないようにするためには、この条例の内容について、
いろいろな形での広報を、これからも考えていかななくてはいけないというふうに思っ
ております。条文についての変更というのは、これはなしというふうに考えております。

資料1、最後でございます。第9条の条文については、これも意見の概要というところ
に書いてございます。教育機関の中小企業等との共同研究というような内容についての部
分が、これはそのままですが、癒着のようなものを想像してしまい意味がよくわから
ない、理解しやすい誤解のない表現をという御意見でございます。誤解のない表現とい
うのは、先ほども言ったとおりでございますけれども、ここの第9条の2項につきま
しては、当然でございますが、そういった癒着というようなことは全くありませんで、
逆に教育委員会には研究機関としての役割を持っていただきたいというところで、中
小企業者が行う新商品や新技術の開発などの支援、これに積極的な協力を期待するもの
ということでございまして、これは条例検討委員会で少しいい意見を出していただき
まして、少しわかりやすく修正をしているところでございます。

非常に早口になって、申しわけございませんでした。以上が、パブリックコメント、そ
して議会のほうからいただいた御意見に対して、条例への反映の結果についてまとめた資
料の御説明ということになります。

次のページは、先ほども言いました、そのあとの条例文としての文言整理、趣旨は変
えていない部分でございますので、そういった点について記したものでございます。

以上で説明は終わりたいと思います。

○稲田委員長 当局からの報告は終わりました。

委員の皆様方の質疑、御意見を求めます。

又野委員。

○又野委員 小規模企業者について、できるだけわかりやすくとか、伝わりやすく
ということ言わせていただいておりますので、そのことが大分反映されてるかなと思っ
てますので、本当にありがとうございます。

それで、せっかくですんで、もう少し言わせてもらおうと、前回の委員会でも中小企業

中の、全国では9割ぐらいが小規模企業者で、米子でもそれにほぼ近いようなことだったので、できれば条例の名前自体にも小規模企業者っていうのをに入れていただくと、対象としてはやっぱり小規模企業者のほうが圧倒的に割合としては多いということになりますので、それを考えると小規模企業者を押し出してもいいのではないかと思います。それを考えるとさらに、中小企業ではなくて、米子市小規模企業者振興条例みたいな感じでも、さらにしてもいいのではないかなと、対象を考えると、というようなことも要望といえますか、お願いしたいと思います。

それと、小規模企業者の中でも、さらに全国的な話なんですけれども、77%、約8割ですね、小規模企業者の。組織的発展を志向しない、維持・充足型の事業者ということがありますので、これ、小規模企業白書に載ってたところなんですけれども、ですんで、条例の中身のほうにも、維持・充足っていう言葉、それに対して支援していくとか、図っていくとか、そういうようなところでもできれば入れていただきたいなど。

例えば、第4条の、2ページになりますけども、2の(1)のあたりですけども、中小企業者等の事業活動に必要なというところも、そのあたりですね、維持・充足のためとか、そういうような文言がどこかに入れてもらえないかなと。(1)のほうでは、そのようなことで、(2)のほうではもう、生産性の向上とか書いてありますんで、成長、発展の部分は(2)のほうで対応できると思いますんで、維持・充足っていうところに対して、何かしらはっきりと打ち出していただければなと思うところです。

それと、第6条のところ、3ページのところになるんですけども、そこでも、6条の1項っていうんですかね、中小企業者等はからずっと、これの最後のほうに、競争力の強化に努めるものとする、パブコメでもちょっとこれがどうなのかっていう話もあったんですけども、競争力の強化だけじゃなくて、維持・充実っていうところも、ここに並べて入れていただくことができないかなと思ひまして、これは要望ということで、入れていただければと思います。以上です。

○稲田委員長 答弁されます。

(「一応、ちょっと。」と又野委員)

○稲田委員長 毛利商工課長。

○毛利商工課長 先ほどの御意見を、また考えていきたいと思ひます。それと、条例検討会委員さんの皆さんにもちょっとお諮りを別にもしていくことも検討したいと思ひておりますが、同様内容として、今の意見反映結果の中にも、表の上から4段目の部分にもそういった形でも出ておりました、アクションプランの中で具体的に検討していくというような内容の中で、触れていくようにも思ひておりますので、そちらのほう为重点的になってくるかなというふうには、今、意見として、考えとしてはそういう方向でいきたいと思ひておりますので、よろしくお願ひいたします。

○稲田委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 今のやりとり聞いてってな、毛利さん。

又野さんは返事ごせというような意味合いになったんだよ、検討して。

それで、あんた条例委員会なんかの皆さんで御報告して検討しますってやなことを言った上で、実はその第2項書いてある中で、そういうふだんからやってることを思つとると、これ矛盾しないか。2項の中でも表記してますからその意見については承ったけども、2

項でなっとるアクションプランの中で吸収させてもらいますっていうことになるんじゃないのか。改めてまた検討しますというのは、報告するの。

○**稲田委員長** 毛利商工課長。

○**毛利商工課長** おっしゃるとおりでございます。ちょっと逆にしてとっていただければ、具体的な方針としては、先ほどのことで考えておりますが、委員の皆様にもちょっとお諮りをしてまいりたいと。訂正させていただきます。

(「それがわからんなあ。」と遠藤委員)

○**稲田委員長** 杉村経済部長。

○**杉村経済部長** 実は検討委員会も、もう3回やりまして、パブコメもさせていただいて、それぞれ私どもは真剣に受けとめさせていただいて、もちろんこの委員会の御意見も含めて真剣に検討させていただきました。前回も又野委員さんのほうから、条例名のこと御意見いただきましたけども、やはりほかの他市の例を見ても、小規模企業者に特化した条例をつくられる方は、小規模企業者振興条例なりっていうことをはっきりうたってらっしゃいますけど、一般的に中小企業というような形の振興条例って名前を、全国的に見ればそういうネーミングで条例が制定されているってこともございますし、先ほど申し上げましたように、目的の中にはっきりとこの小規模企業者っていうことを、第1条に掲げとりますので、検討委員会の中では、特に名前を変更するところまでの御意見は出ていないというでございますし、私どものほうも、こちらのほうが全国的に、県あたりも条例化をしとられますけど、こういった名前のほうが一般的には通りやすいかなというふうには思っています。決して、小規模企業者を外してるわけじゃありませんけど、そういう意味合いで、検討委員会のほうでも名前の修正っていうことについては、特に御意見はなかったというのでございますし、先ほど申し上げましたように、いろいろ維持、事業承継みたいなことはきちり文言入れとりますけど、当然この地元企業を今後もしっかりと継続してやっていただくっていうのは当たり前のことでございまして、そのためにこの条例をつくり、そしてそれに資するために、いろいろな取り組みをアクションプランで、民間の方とも一緒になって考えていきたいというふうに思っておりますので、御趣旨の点は十分踏まえた上で、検討してまいりたいと思っておりますが、文言的にはこの形で、一般的にそういう意味合いが入っておりますので、そのためにもこの条例を設置し、アクションプランをつくっていくということでございます。そのところは、わざわざ具体的に維持とかが言葉はないのかもしれませんが、条文を全部読んでいただければ、当然それを目的としてやってるということはおわかりいただけるかなというふうには思っております。

ですから、そういう文言については、特に入れる必要性ということについては考えていないというのでございます。

○**稲田委員長** 又野委員。

○**又野委員** じゃあ、もう検討はされてないということなんですか。

○**稲田委員長** 杉村部長。

○**杉村経済部長** 御意見は承りましたけども、私どもの今までの検討委員会の流れとか、そういうところを見ますと、内部検討も含めて、特にそういう必要性は感じていないというところでございます。

○**稲田委員長** 又野委員。

○**又野委員** 検討委員会の中身になってしまうとちょっと、長くなってしまうんであれですけれども、小規模事業者の、統計によると約8割が、維持・充実型を望んでいるということを見ると、やはり、それも一つメーンになってくるのではないかなと、成長していくのも当然必要ですけれども、そこまで地域に密着して、ここの地域でやっていければいいというのも、それはそれで正しいあり方だとは思いますが、維持・充実に対してもきちっと、その発展というか、図っていくっていうところも明記していただいたほうが、やはり対象が広がるというか、ちゃんと自分たちがこの地域で続けていくことに対して、目を向けてくれてるんだなというのがわかるかなと思ひまして、お伝えしてるところであって、できればというところなんですけれども、はい。もうこれは要望で、はい。

○**稲田委員長** 杉村部長。

○**杉村経済部長** 御意見としては受けとめておりますし、意味合いとしても十分わかるところでございます。表現で条例的に反映するかどうかっていうところも、御意見ございましたので少し考えてみますが、しっかりとアクションプランを、そういう観点を持ってつくっていききたいというのが気持ちでございますので、その点はしっかりとやらせていただきたいというふうに思っております。

○**稲田委員長** ほかございますか。

〔「なし」と声あり〕

○**稲田委員長** なしというか、ちょっと確認だけ。検討委員会は今後、ちょっとスケジュールだけお聞かせ願いますか、確認しときたいんで。

毛利商工課長。

○**毛利商工課長** 先ほど言いましたように、検討委員会自体の当初の予定はございません。検討委員会は既にもう、第3回で予定は終了しておりますので、今後、検討委員会を開催する予定はございません。

○**稲田委員長** ちょっと質問。ちょっとまたかわってもらって。済みません、中身で。

〔委員長席交代〕

○**又野副委員長** 稲田委員。

○**稲田委員** これ中身で、今後の運営のことで、きょう2月中旬で、もう3月議会にいろんな案件も出てきますし、この委員会の中で出されるであろう、これ条例案ですよ。したがって3月議会にこれは条例の議案として上程される予定であるのかどうか、まず初歩的な確認ですけど、お願いいたします。

○**又野副委員長** 毛利商工課長。

○**毛利商工課長** 今出しております、この文言修正したものを、条例案として、議案として提出する予定にしております。提出したいと思っております。

○**又野副委員長** 稲田委員。

○**稲田委員** そうするともう、ほぼそんなに時間はないので、こういう言い方、我々はするのはおかしい、ほぼ成案のようなことになって、ただ、きょうの我々の、又野委員が言われた意見も、反映する余地はほとんどないようなことだったのか、ちょっとそこは。

○**又野副委員長** 杉村経済部長。

○**杉村経済部長** そういうつもりはございませんで、ある程度検討委員会も経た上で、こ

れが当局としての、最終的にいろんな御意見をいただいた中の、案として、これで条例案として提出させていただきたいということで、きょう御説明もさせていただいたつもりでございます。ただ、委員の皆様の方からの、きょうの御意見というのは、当然重く受けとめて、最終的な条例案として反映するのかどうかということは、当然考えていく必要があると思います。

（「よくわからんな。」と遠藤委員）

○又野副委員長 稲田委員。

○稲田委員 要は、このままで出てくるのか、ある程度修正される余地があるのか。検討の結果修正しないという結果もあるんでしょうけれども、どのパターンでいかれるのかをシンプルに。

○又野副委員長 毛利商工課長。

○毛利商工課長 済みません。検討を行ってまいります。その検討の仕方につきましては、各委員さんにこういった今の議会の御意見というのを、当然御説明した上で、各委員さんの意見をちょっと集めまして、事務局のほうで集約をしたいというふうに思っております。

（「無理でしょ。」と声あり）

（「それだったら、わしやち物言うわ、おまえ。」と戸田委員）

（「そら、違あがん」と声あり）

（「部長が言ったことと全然違うがん。」と遠藤委員）

（「そげんなるわ。」と戸田委員）

○又野副委員長 杉村部長。

○杉村経済部長 済みません、混乱しまして。

全然何にも御意見を受け付けんかっていうこと、そういう、もうこれコンプリートして一切、例えば、ごもっともな御意見が当然出れば、当然そこは…。

（「今後のスケジュールを言っとるだよ、これをもう成案でいくのかって言っとうなあだで。」と戸田委員）

○又野副委員長 杉村部長。

○杉村経済部長 この形で成案として提出させていただきたいというふうに思っております。

（「話にならんがな。」と戸田委員）

最終的にこのところも議案として調整しておりませんので、時間的なその辺もございませうけど、先ほどの御意見については、このままの、又野委員さんから言われた意見については、この案として、私のほうとしては、この条例案として議会に提出させていただきたいという考えでおります。

（「委員長、ちょっと議事進行。」と遠藤委員）

○遠藤委員 あのね、整理の仕方、こうなんだよ。条例案として今稲田さんが聞いとるのは、これを成案で本会議に出すかと、3月の。出しますと言ったらそれでいく、今、又野さんが言った意見等いろいろ出てきたけども、それは当然条例を運用する中で反映させてまいりますと、こう言い切るのか、それはみんな無視するのか、ここだけの違いなんだよ。

（「どっちかだよ。」と戸田委員）

だから、それから検討しますって、検討委員会にかけて検討しますという話しするけん、

ややこしいってということだわね。

(「はい、わかりました。」と毛利商工課長)

○又野副委員長 毛利商工課長。

○毛利商工課長 済みません。条例の検討というところに、ちょっとこだわってしまいました、申しわけございませんでした。今、部長が述べた形で、方針としては、この今の案を議案として上程させていただきたいと思っております。先ほどの、又野委員からの意見につきましては、趣旨を踏まえまして、アクションプランの中でも検討していきたいと。

○稲田委員 するかどうかはいいんです、整理だけさせてもらって。最後、4ページのところで、この、今後の、要は、令和2年4月1日を公布の日とされてるので、今後まだ検討が続くから、こういうことにされたのか、そこがちょっと短く、関係はないですね。

○又野副委員長 毛利商工課長。

○毛利商工課長 日付を公布の日からというふうにしたのは、特段意味があるということではなくて、文言の整理でございます。

○又野副委員長 戸田委員。

○戸田委員 私の解釈は、成案として持って上がって、法令審査会にかけて、法令審査会まだあるんでしょ、ないの今。

(「あるよ。」と遠藤委員)

でしょ。法令審査会にかけて、条例でこれからきちっと法令審査会を通して、議案として出して、議決をいただくという流れなんでしょ。

(「はい、そうです。」と毛利商工課長)

そげってきちっと言ってしまういや、法令審査会の中では文言整理は出てくるわ、当然。それは報告せないけんでしょ、委員会に。それを言いならんけん、だから、又野委員さんのやつは、ここの中に、条文の中に網羅されておるので、それは今のところは考えておりませんということなんでしょ。それを整理しならんと、ただ法令審査会の中の文言整理は必ず出てくるけん、それはもう一回、きちっと修正を委員会で出しならんと、議案として上がっていかんが。きちっとそこを説明してあげないや。

(「法令審査会かかるとるでしょ。」と遠藤委員)

かかってない。かかった。なら、最終的か。

○又野副委員長 毛利商工課長。

○毛利商工課長 もう一度、説明いたしますと、法令審査会も…。

(「終わったんなら終わったって言ってしまったらいいが。」と戸田委員)

既に終わっております…。

(「かなわんなあ、ほんと。」と戸田委員)

そのものによる修正というのが、資料1の2ページ目に、文言整理という形でまとめているものでございます。

(「ほんならもう、曲げないということだがな。」と戸田委員)

○又野副委員長 かわらないということですね。

○遠藤委員 あえて今、稲田さんが言ったことはな、周知期間をおくかおかんかの話なんだ。

(「そこだがん。」と戸田委員)

そこだがん。

早くやってもいいし、周知期間をおいてやってもいいし、自由にしたいわけだ、この公布日を。

〔委員長席交代〕

○稲田委員長 では、よろしいですね。次へいきます。本件は終了いたします。

次に、史跡米子城跡整備基本計画に基づく令和2年度の整備事業案について、当局からの報告をお願いいたします。

下高文化振興課長。

○下高文化振興課長 史跡米子城跡整備基本計画に基づく令和2年度の整備事業案について、文化振興課のほうから説明をさせていただきます。

まず、お配りしております資料の確認をお願いいたします。A4で、表裏印刷しております、1ページから下のほうにページを打っておりますが、4ページまでの分が2枚あります。それから、A3を中折りに折っておりますのが、別添資料1から別添資料2、別添資料3となっております。お配りしておりますA4の文字が書いてある分、1ページと2ページは、昨年3月に策定いたしました、史跡米子城跡整備基本計画の概要を載せたものでございます。それから、3ページ、4ページが、令和2年度の整備内容について、今の案として御説明をする内容でございます。

そういたしますと、1ページ目をごらんください。

史跡米子城跡の整備については、昨年の3月、平成31年の3月に史跡米子城跡整備基本計画を策定いたしました。この計画に基づいて、今後、約15年をかけて、三の丸から二の丸、本丸と米子城を実感できる史跡公園として、基本的な整備を推進することとしております。

この整備基本計画にのせております整備の理念は、(1)に書いておりますけれども、①として、米子城跡の調査研究、将来への継承、②として、地域シンボルの顕在化、③として、観光振興・地域活性化への寄与というふうな目標を上げて、整備を進めていくという考えを持っておるところでございます。

それから、この向こう15年ぐらいの主な整備の内容としては、①から③に上げておりますが、発掘調査及び危険木の伐採、史跡の追加指定と公有化、便益施設や遺構の整備、こういうのをやっていくということで計画を上げております。

この整備基本計画につきましては、昨年の3月の委員会でも御説明をさせていただきましたけれども、一応、ここに再度載せさせていただいております。

はぐっていただきまして、2ページ目ですけれども、整備スケジュールのことを少し載せております。最初に、別添資料1としてお配りしているのは、策定時における、昨年の3月に策定した年度ごとの計画をスケジュールとしてまとめたものでございます。参考資料となるように、別添資料1として今回皆様にお配りしたものでございます。

それから、別添資料2といたしまして、昨年3月に策定して以降、さまざまな検討を加えてスケジュールを一部変更して、修正をしております。それを赤字で載せておりますけれども、右肩にあります、別添資料2として、赤字で載せてあるものを修正した資料としてスケジュールを載せております。

スケジュールは、令和2年度から湊山球場のレフトスタンドの撤去とか、暫定の駐車場

とか、枅形の調査、それから湊山球場の追加指定の意見具申、登城路や内堀の発掘調査、天守付近の樹木の伐採など、整備事業に本格的に着手する計画としたものでございます。今後も、ちょっと長期的な計画になっておりますが、その都度、その都度さまざまな検討を加えながら、変更が出てくるかと思っておりますが、それについては、その時点、時点でまた御説明をしていきたいと思っております。

整備イメージについては、そこにイメージ図を載せておりますが、三の丸、今の湊山球場があるあたりから見た様子ですが、こういうようなイメージを今持っておるところでございます。

そういたしますと、令和2年度の整備の内容について、案として御説明をさせていただきます。令和2年度につきましては、米子城跡の価値や魅力の顕在化とともに、来訪者の視認性及び利便性の向上を図るために、もっとも効果的であると考えられる三の丸を中心に、湊山球場、その周辺整備を行うことを予定したものでございます。

整備内容については、次のとおりでございます。別添資料3の地図、湊山球場周辺の地図と見ながら聞いていただければと思います。

まず、湊山球場、三の丸、米子城跡の三の丸になりますが、湊山球場関係でございます。まず、湊山球場の用途廃止を考えております。湊山球場の史跡公園としての整備に向けて、本年9月をめどに、球場の用途廃止を検討しているところでございます。

続きまして、その用途廃止を受けて、年次的に内外野のスタンドを撤去し、暫定駐車場を設置、多目的広場の整備等を実施する計画としております。令和2年度につきましては、レフトスタンド撤去後に暫定の駐車場を設置して、大体ですが、規模感といたしましては、普通車として50台、プラス、バスが駐車できる程度の規模を考えておりますが、その整備を予定しております。令和3年度、令和4年度についても、順次スタンドの撤去を行っていく考えでおります。

それから、3番として、史跡追加指定の意見具申を、今検討しております。令和2年7月に文化庁のほうへ湊山球場の追加指定の意見具申を行う考えでおります。これは、既存の史跡指定地と一体的に利活用を図り、整備していくために、意見具申を行って追加指定のほうに持っていきたいと考えております。

それから、4番として、湊山球場内の民間所有地の公有地化に向けた取り組みを進めてまいりたいと思っております。この追加意見具申を行います湊山球場敷地の中にある民有地の公有化を図る、整備を進めるために公有化を図っていきたくと考えておりますが、そのための公有化に向けての不動産鑑定を令和2年度に行いたいと思っております。以上が、湊山球場周辺とした三の丸の整備、令和2年度に考えております整備の内容でございます。

それから、今の指定地、平成18年に指定されました米子城跡の現在の指定地エリアについての整備の内容を4枚目に載せております。

まず、1番といたしまして、枅形の石垣補修に向けた測量等の実施を考えております。枅形といいますのは、お城の入り口に当たる部分です。玄関に当たる部分ですが、ちょうど、西部医師会館の道を隔てた反対側にある部分ですが、かなり石垣がはらみ出しているとか、前にせり出したような状況になっておりますので、その現況確認の測量と、石垣カルテといいまして、石垣の状況、石を1個1個見ながら判断して、危険性を考えていく、検討していく石垣カルテというのをつくって、今後の整備の方向性を検討してまいり

たいと思っております。整備のやり方としては、積み直しもあれば、石と石との間に小さい石を詰めていって、締めていくやり方、あと、ネットのほうを張っていくやり方等が考えられますけれども、石垣の状況をまず把握いたしまして、方向性を出していきたいと考えております。その結果を受けて、令和3年度に実施設計を行って、令和4年度から5年度になろうかと思っておりますが、石垣の補修工事を予定しております。

それから、二の丸の石垣、テニスコートと湊山球場を分け隔てておる高い石垣ですが、これもかなり状況が悪くなっておりますので、現況の状況を把握するために、まず発掘調査を実施して、今後の方向性を検討する一助にしたいと考えております。

それから、湊山の通称城山ですけれども、全エリアの赤色立体図っていうのを作成して、崩落の危険箇所等、今まだわかってない遺構が眠っておると考えられますので、そういうような全容把握を目指して、空からレーザー撮影になろうかと思っておりますけれども、行って、赤色立体図というのを作成して、把握に努めてまいりたいと考えております。

それから④として、危険木の伐採を考えております。危険木、いろいろ定義はありますけれども、今考えておりますのは、石垣などの文化財を毀損するおそれのある樹木及び来られた方の安心安全を害するおそれのある樹木、そういうふうなものを択伐といいまして、選びながら切っていく、全部を切るっていうわけではなしに、選びながら切っていくかと考えております。令和2年度につきましては、天守の周辺を行いたいと思っております。余力が出れば、二の丸、テニスコートの周辺等も手をかけていきたいと思っておりますが、今のところ天守の周辺を集中して行いたいと考えております。

それから、5番といたしまして、園路整備の検討でございます。これは、米子城跡に来られた方からよく聞くお話ですが、今の階段が非常に歩きにくい状況になっております。これは反面、うれしい悲鳴でもあるんですが、非常に来訪者の方が、今急増しております。その影響もあって、園路がかなり痛んできております。そのため園路が今どういう状況にあるかを把握するための発掘調査を行いまして、その結果をもとに、実施設計から整備工事に向かっていきたいと考えておるところでございます。令和2年度につきましては、まず、発掘調査をいろんな箇所に入れて、園路の構造、時代等を把握して、整備に向けた状況把握を行いたいと考えております。

それから、6番といたしまして、サイン整備の検討を行います。これは、サインといいますのは、遺跡の米子城の説明板とか、方向を指示をするような案内板とか、そういうのをひっくるめてサインといいます。そういうものの整備を、米子城も今までも観光サイドとか、都市公園サイドとか、文化財サイドとか、いろいろこういうサイン類の整備は行ってきておりますけれども、なかなか統一したサインの整備というのを行ってきておらずで、わかりづらいということも、来られた方から御意見をいただいております。ですので、そういうサインの整備の検討を行って、令和3年度、4年度に向けての実施に向かっていきたいと考えております。

ちょっとはしよったような説明ですけれども、大体今考えております令和2年度の整備事業案として説明をさせていただきました。以上でございます。

○稲田委員長 当局からの報告終わりました。

委員の皆様からの質疑、意見を求めます。

遠藤委員。

○遠藤委員 前回、あえてこの検討する報告受けると思いますが、説明資料不十分だということで、きょうに至ったわけですね。それの中できょうの説明が、説明資料受けてつくられた、こういうことなんですね。一つ聞きますけれども、仮設の駐車場、これ球場スタンドの撤去の中の事業として令和2年にうたってありますけども、これの概算事業費っていうのは明らかにされてないけど、幾らかかるんですか。

○稲田委員長 下高文化振興課長。

○下高文化振興課長 今考えておりますのは、球場設計も入れまして、おおよそ6,000万円と考えております。

○遠藤委員 設計を入れて、6,000万円。

○下高文化振興課長 スタンド撤去と駐車場の整備。

○遠藤委員 それぞれ個々にはわからないの。

○下高文化振興課長 設計と工事費でございますか。

○稲田委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 6,000万という総計が、スタンド撤去と駐車場というもんで見えるならば、それを分離して幾らかかるかということわかるでしょ。

○下高文化振興課長 概略で申し上げ…。

○遠藤委員 概算、事業費の概算ということは、どういう意味だか御存じでしょう。そのとおりに使いますという意味じゃない。これだけ大体おおむねかかります、だから、事業しますという意味でしょ、概算。一般的に行政用語でそうなってるんです。概算ですね。

○稲田委員長 下高課長。

○下高文化振興課長 設計に1,000万、工事費、スタンド撤去及び暫定駐車場の整備に5,000万を概算として考えております。

○稲田委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 駐車場には幾らかかるんですか。

○稲田委員長 下高課長。

○下高文化振興課長 撤去と暫定駐車場整備セットで5,000万というふうなことを考えております。ちょっと今、手元に資料を持っておりませんので、申しわけないです。

○稲田委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 この財源は、どういうふうにして組み上げるんですか。

○稲田委員長 下高課長。

○下高文化振興課長 駐車場の整備につきましては、国県の補助が使えませんので、市費を予定しております。

○稲田委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 それでスタンドは。

○稲田委員長 下高課長。

○下高文化振興課長 スタンドの撤去も全額市費を考えております。

○稲田委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 それから、もう一つこれ聞いておきたいと思うんだけど、まあよしあしの議論はきょうはしませんから、聞いときたいと思うのは、この今、湊山球場ってのは、都市公園ですね。御存じですか、いいですか。

続いて聞いていきます。都市公園のインフラ整備っていうのは、文化振興課の担当ですか。

○**稲田委員長** 岡文化観光局長。

○**岡参事兼文化観光局長** 都市公園の整備というのは、基本的に都市整備部っていうことになりますけども、案件によっては、あるいは、お金の使い方によっては、同じ米子市でございますので、協議しながらどこかが予算を持って進めていくってことはあります。

○**稲田委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** おかしいわね。あんた物すごい法律違反を起こしますね。ここに文化振興課事務担当表してもらったんですよ、調査課から。それを見ると、公園のインフラ整備する事務は、文化財室や担当、担当となっておるところには、一つもありません。それを勝手にされるんですか。そんなことを上司は指示してるんですか。

○**稲田委員長** 岡文化観光局長。

○**岡参事兼文化観光局長** 今、公園のインフラということにもなるかもしれませんが、これは、文化財の整備、活用という側面で文化観光局で持つという考え方です。

○**稲田委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** これは、もう本会議でやりますけど、それは大きな法令違反です、あなたの発言は。事務担当表に載ってないのに。それを自分たちのほうでやりますよってことは、個人的な見解じゃない、この間も言ったけども。そういうのがひとり歩きするから、俺は少ししゃくにさわるから。例えば、それを文化振興課で、もう一つ言うと、仮駐車場なんて本来の都市公園法認めてないのよ、これ。何でこんなもんが浮上してくるか。仮設のものが公園内につくるのは、建物以外はできないのよ。読んだでしょ、法律を。こないだ勉強会した後に。だから、そういうことを含めると、あなたの今の発言っていうのは、これは重大発言なと思うよ。これは、指摘しておいて今ここで善悪を決めません。だから、そういう姿勢が僕は一番大きな誤りのもとだと。だからそれが、皆さん平気でそれを何遍も繰り返すその神経がわからん。

それから、令和の2年、3年、4年度というものの事業をやるということが、球場のスタンド撤去して、これの事業費っていうのは、概算出とるでしょ。

それから、もう一つ聞くけども、この新しく出した別添資料っていうの、2に赤字で刷り込んでありますよね、新しく事業費が、各年度ごとに。最初の配られた分は、令和2年度は、1億1,200万円だった。うち市費が6,300万円。ところが今度新しく出た資料2を見ると、赤字で1億2,100万にふえた、うち市費が7,800万円ふえた。ここに載ってる分の概算事業費っていうのは、公表できないんですか。ここまで累積して出てるんですから。これは、根拠があって出しとるわけですよ、概算で根拠があって。それをこの事業別に幾らかかるっていうのは、これは出せるんですか、概算事業費は。これは、予算書を見なかったらわからんですか。事前に出すことはできないんですか。

○**稲田委員長** 下高課長。

○**下高文化振興課長** 令和2年度のものにつきましては、口頭でよろしいでしょうか。

○**稲田委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** あのね、口頭でよろしいっていったって、僕が書かにやいけんだ。ちゃんと資料で出さないよ。言ったの言わんだの話にもなるし、聞いたる聞かんってな話にもな

るんだが。説明というのは、全部公文書において出すべきなんで、原則。出して下さい。委員長、要求して下さい。出せるんでしょ。

○**稲田委員長** 今ですか。

○**遠藤委員** だから、今出せんかったら後日でもいいから、出しなさいよ。

○**稲田委員長** 下高課長。

○**下高文化振興課長** 申しわけありません、後日提出させていただきます。

○**稲田委員長** 岡局長。

○**岡参事兼文化観光局長** 令和2年度の事業につきましては、令和2年度の予算でお示しをさせていただければと思います。

(「はっ、何。」と遠藤委員)

令和2年度の事業費につきましては。

(「何。」と遠藤委員)

予算の中で明確な金額を。

○**稲田委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 何で概算事業費というのは、現にこう説明しちよって出せん。予算を出さんかったら説明できる。何で、そんな秘密主義しとおだ。

○**稲田委員長** 岡局長。

○**岡参事兼文化観光局長** できるだけ正確なものということを考えておりましたが、もともとスケジュール表つくったときの設計、基本計画のときの積算で検討したものがございまして、では、それを出させていただきます。

○**稲田委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 岡さんな、悪いけどな、今市長にな、あんたを懲戒申請にかけろという公文書出いとる。懲戒審査請求を申し立てたと、悪いけども。今のような発言が問題なのよ。我々議会は、いついかなるときであろうと事前に情報を収集しながら、本番に向けて議論をするための勉強をせないけん。その場の当たり主義でやる人もおるかもしれんけど、俺はそうはいかん。だから事前に出せないということ言うことは、あんた公文書を秘匿する意味なんだ、これは。公の文書は秘密文書じゃないのよ、これは。それを、公務員が説明を求めてかかると、私はできませんって拒否することは、議会の政策論議に歯どめかける、妨害することだよ、これ。そげって書いて出いてある。ここで審査したって意味がねえけどな、そういう問題になるんですよ、僕が言っとるのは。それをあなた軽く受けとめとるかしらんけど、懲戒審査請求してありますよ、私はあなたのことを。そういう説明をするから。そういうことは本来あってはならんこと。部長そう思いませんか、上司として。

○**稲田委員長** 杉村経済部長。

○**杉村経済部長** 当然議会のほうには、議案として最終的にその議案の御審議をいただき御判断をいただかないけん、もちろん議会の中では、議員の皆様方の御質問に当然お答えをしていくという責務がございまして。御質問の中で必要な情報については、極力提出をさせていただくのが原則だというふうに考えております。

○**稲田委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 球場の民有地取得とされるのが、令和3年度計画されていますけども、それ

を公有化して整備事業年度というのは、いつに予定されてるんですか。それは、まだ、計画が立ってないんですか。

○**稲田委員長** 下高課長。

○**下高文化振興課長** 令和3年度に、このスケジュールでお示したように公有化を図りまして、並行してライトスタンド、スコアボード等の撤去、で、内野スタンドの撤去等を行った後に、三の丸全体の整備というふうな流れになっております。

○**稲田委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** つまり、それは令和3年度にそういうことをやられる、その他の財源はどのようになるんですか。令和3年度でしょ、その事業は、今おっしゃったのは。その財源はどのようになるんですか。財源はどうされるんですか。

○**稲田委員長** 下高課長。

○**下高文化振興課長** 公有化の財源につきましては、国庫補助事業を使って、公有化を図ってまいりたいと思います。今のところ、今の補助率からいいますと、国が80%、県が6%、残りの14%が市費になろうかと思っております。

○**稲田委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** それから、今回令和2年の7月に11月の国の審査に合わせて、湊山球場だけを意見具申をすると、史跡指定追加として、こういうことになってますよね。これ、他の追加指定という整備計画にのせた箇所は、これとは切り離れた理由というのは何ですか。

○**稲田委員長** 岡局長。

○**岡参事兼文化観光局長** 今、御指摘のところは、深浦と出山と湊山球場ということだと思いますけども、いずれも米子城跡にとっては重要な場所であるということに違いないんですけども、今、米子城に向けられる関心とか、注目されているということ、そういった度合いが高まってきておりますので、特に米子城の中でも三の丸の中心部ということで、メインの部分の一つになります。湊山球場側の整備を進めていって、米子城跡の魅力、あるいは、価値といったものの顕在化を図っていこうというような考えのもとで、先行してここの湊山球場の整備に向かっていこうという意味で、この公有化、そして整備いうものを進めていく、そういう計画にしております。

○**稲田委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** で、残る2カ所は、それたしか4カ所そういうのがあったと思うんだけど、2カ所は今言われた深浦と出山、これはいつの意見具申される予定ですか。

○**稲田委員長** 岡局長。

○**岡参事兼文化観光局長** ここは、今の時点では、いつということはまだ明確には決めてはおりません。スケジュール表にもございますけれども、一応少し幅を持たせて、15年のスパンで考えたときに、前期5年、中期5年、後期5年といったような考え方をしたときに、前期の5年の中である程度めどをつけていきたいなというふうには考えております。

○**稲田委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** それから、これはちょっと内部の協議の状況を説明してもらいたいと思うんだけど、結局令和2年に湊山球場を史跡指定していくということになっちゃうと、史跡公園めぐってる議論の中で、鳥大キャンパスの問題というのがそのまま残つとるわけですね。ところが市長は、医大と話しして、5年以内は医大は使わんというから、史跡公園に

するっていった経緯がありますよね。それで、今回こういう形になってるという流れだと思っただけでも、そうするともうもとに戻りませんよね。医大のキャンパスなんかでも。そうすると、そういうことを考えたときに、じゃあ医大のキャンパスに向けて将来、湊山公園の区域を提供するのかもしれないということだけは、僕、議会では提供をするということを前提にした答弁が出ていますよね。そのための意見調整、庁内協議というのは進んでいますか。

○稲田委員長 岡局長。

○岡参事兼文化観光局長 今、仮定の話でいただいたんですけども、鳥大が拡大するといったときに、さまざまなやり方っていうのが考えられると思うんですけども、今は、具体的にここをこうするっていう御提案がありませんので、それにどう対応していくかということは決めてはおりません。ですので、その御要望があったり必要な対応をしていく場合には、最大限のことをさまざまな手法を検討していくというような合意はしております。

○稲田委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 それは、どういう協議機関でつくられとるですか。どこが主体的になって、それをやっていますか。

○稲田委員長 杉村経済部長。

○杉村経済部長 鳥取大学に関しての市の窓口としては、総合政策部の総合政策課が所管して対応しているということでございます。したがって、鳥取大学の仮に敷地拡張等のお話がございますのは、市の担当としては、総合政策課がまずはお話を伺うということになってこようかと思っております。

○稲田委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 それから、この危険木の伐採っていうのがありますよね。ここに資料載ってるけども、整備イメージっていうのが載っとりますよね。このイメージでいくと、このイメージの、いわゆる指定地域内の伐採というか、平たんをつくることは、何年ぐらいかかるんですか。これは危険木の伐採では、こういうのができるべき、これだけのができるんですか、指定区域は。

○稲田委員長 下高課長。

○下高文化振興課長 今、想定でございますけれども、危険木の伐採に、今後5年ないし6年はおかろうかと思っております。

○稲田委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 つまり5年ないし6年ということをかければ、今言ったこの二の丸から上の天守への既存の国史跡地域は、このイメージどおりのものができ上がると、こういうことですか。

○稲田委員長 岡局長。

○岡参事兼文化観光局長 この整備イメージ図につきましては、これは15年計画の最終的にこういう形になるだろうというイメージなんです。で、その内部、危険木のほかに、あとビューポイントなんかを確保するための伐採というのもございますんで、それらも含めたもので、こういう形になるというような想定をしております。

○稲田委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 個人的な意見を言ってもどうしようもないけど、市民の多くの方は、史跡公

園というものをイメージ抱かれたときには、この今の現状のもさもさなっとなるような状態から、やっぱしすっきりとした状態、城跡が見えるようなものを望んでおられるんじゃないかと思うんですよ。理屈は別にして、文化財の議論は別にして。そういうふうにとこのイメージが、そういうものに答えるもんだとするならば、こここのところの整備を計画的には、スケジュール的には急ぐという、15年かかってこれをやりますということにするのか、これは5年以内でもやりますということにするかって、随分印象が違ってくると思うんだけどね、史跡公園の事業として。その辺の検討っていうのは、どういうふうに進んでる。

○**稲田委員長** 下高課長。

○**下高文化振興課長** 先ほど局長が申したように、いわゆるビューポイントの整備っていうのは、年次、毎年みたいにやっていかないといけないとは思っております。ただ、今行っておりますような大規模な危険木の伐採につきましては、向こう6年程度で、何とかめどが立ってくるのではないかと考えております。なかなかこのイメージとしております、こういう絵になるかと言われると、ちょっとそここのところは難しいところはあろうかと思いますが、大体そういうふうなことを考えています。

○**稲田委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** それはきちんと財源的にも年次割りになってこの表の中に…（チャイムで聞き取れず）…ですね。

○**稲田委員長** 下高課長。

○**下高文化振興課長** 樹木の伐採につきましては、年次計画で入れておるところでございます。

○**稲田委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** それを年次計画で6年分を含めて示すことはできますか。教えていただくことはできますか。

○**稲田委員長** 下高課長。

○**下高文化振興課長** はい、スケジュールの中に示させていただいておるところでございますが、ちょっと字が小さくて申しわけありません。示すことは可能だと思います。

○**稲田委員長** 別添資料2の全体のところの樹木管理のところ、それに当たるという意味ですか。

岡局長。

○**岡参事兼文化観光局長** そうです。その樹木管理の部分がその危険木の伐採というところで、下のほうにそれを含めたトータルの額が出てますので、そこから抽出するような形になっております。

○**稲田委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 内郭ゾーンでね、これ。ここんところにも樹木伐採、剪定伐採と書いてありますね、何カ所も何年かも。いうことも含めると、樹木管理だけじゃなくて、その下の①のゾーンのところの中でも、その事業はありますよ、だからそれも含めて合算して出してくれませんか、判断材料に。いいですか、確認できますか。

○**稲田委員長** 岡局長。

○**岡参事兼文化観光局長** はい、わかりました、資料を。

○**稲田委員長** 樹木管理という項目で抽出したものの年次がわかって、なおかつ概算の予算がわかれば、そういう一覧表をつくってほしいというそういうことです。それで、了ですね。

岡局長。

○**岡参事兼文化観光局長** はい、承知しました。

○**稲田委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** それと、僕これ前から本会議でもやかまし言ってきたんだけど、深浦のところに、あれ市道がありますね、もともと。9号線から入って、公園に入る、あれ今通行どめしちゃつとるけども、あの周辺一帯を早くきれいにして、そして、不安がないように市民の方がいつでもランニングでも、あるいは散歩でもできるような整備をしたらどうですかっていったら、危険木伐採、危険木伐採って、ずっと延々とね、いまだかつて整備ができていないんですけど、あのところの整備っていうのは、これはしないんですか、するんですか。

○**稲田委員長** 下高課長。

○**下高文化振興課長** この中の危険木の伐採の中に入れ込んでおります。いわゆるトリムコースといわれるコースですけれども、そこの部分をできるだけ切れる範囲で切っていくかと計画はしております。

○**稲田委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** それは何年度になるんですか。

○**稲田委員長** 下高課長。

○**下高文化振興課長** まだそこの部分は、何年度にするかというのは考えておりませんが、大体、最終的になってこの天守のほうをちょっと優先したいと思っておりますので、令和の5年とか、それぐらいになろうかと思えます。

○**稲田委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** つまり3年先ぐらいになるということですか。どのぐらいの予算が必要なんですか、概算要求として、そこのところ。

○**稲田委員長** 下高課長。

○**下高文化振興課長** 申しわけありません。大体、年間補助金として樹木伐採が3,000万程度今実際のところはやっておりますので、それをどれだけトリムコースのほうに回せるかというふうになろうかと思えますので、今では、ちょっと即答ができないような状況でございます。

○**稲田委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** これ大事なことなんだけど、補助金が毎年3000万来とるっていうけど、いわゆる社総金というような形の交付金でなるのか、全く事業費の補助金ということになるのか、どういう性格になりますか、これは。

○**稲田委員長** 下高課長。

○**下高文化振興課長** 文化庁の文化財保護の補助金でございます。社総金ではありません。国が50パー、県が6分の1、16パーですかね。残り34パーが市費になります。

○**稲田委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 確認しとくけどね、社総金のような切れることはないということですね。

○**稲田委員長** 下高課長。

○**下高文化振興課長** 現段階では、文化庁のほうからは切るというような話は聞いておりません。

○**稲田委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** えっと、もう一つね、この駐車場をつくるということの絡みで聞いときたいと思うんだけど、この球場の周辺を走るとる市道の関係との絡みなんだけど、市道湊山公園線、これは非常に現状でも大変込んでおって、混雑してる場合が多いですよ。横に①のところに、スタンドをとって①のところに仮設駐車場をつくって、普通50台、バス10台ということになってくると、相当混雑がさらにふえるんじゃないかというふうに思うんだけど、その辺のことについては、都市整備部あたりとの協議はされてきたんですか。

○**稲田委員長** 岡局長。

○**岡参事兼文化観光局長** この道路の混雑につきましては、今も時間帯によっては確かに混雑している状況があるというのは市のほうも認識しておりまして、ただ、ここに駐車場をだからつけれないということではなくて、駐車場をつくったときに、駐車場に面する道路との出入り口のスムーズに、そこは車が動けるように、そこを気をつけてつくるという認識で思っております。

○**稲田委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 協議されたんですか、都市整備部と。

○**稲田委員長** 岡局長。

○**岡参事兼文化観光局長** 都市整備部と協議をいたしまして、先ほど申し上げたように、だからできないということで、混雑するから、してるからできないということではないと、つまりできるというふうに記憶しております。

○**稲田委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 非常に単純にお考えになってるけど、ちょっとさかのぼって申しわけないけども、五十七、八年ごろだったと思うけども、この湊山球場を含めて、いわゆる今の史跡公園化、国の史跡指定を受けるという動きもあったことは事実ですよ。結果的に、二の丸から上だけが、まず市の指定地のところをやっ飛ばしておうということで決まったんですよ。そのときに湊山球場を含めてあったんだけど、裏側の民間の人の分も含めて。延期になったんですよ、地権者の合意が得られないということで、それは御存じですよ。その理由はどういうふうに理解してますか。

○**稲田委員長** 下高課長。

○**下高文化振興課長** 地権者がどういう意図で史跡指定に同意をされなかったかっていうのは、私はまだそのところはちょっと把握はしておりません。

○**稲田委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 大事な部分なのよ、これね、民間の人の意見じゃなかったのよ。行政内部で湊山球場の横の湊山公園線を拡幅しなきゃならないと、今の現状を見とると、将来的に見て。そこを国史跡指定文化財にしてしまうと、開発ができなくなっちゃうと。そうすると、現状維持のままの道路形態が残る。これはよろしくないというのが、当時の土木課からの意見なんです。それが、皆さん方のいわゆる忘備録というかいな、そういうものの記録

の中に残っとなるはずなんですよね。だから、そういうものの経過を含めたときに、湊山球場のこの湊山公園線の道路問題と史跡指定とうまくマッチングできてるんですか、庁内です。こういうことの検証を聞いてるんですよ。

○**稲田委員長** 岡局長。

○**岡参事兼文化観光局長** 市道湊山公園線のことにつきましては、拡幅といいますか、今、9号線からこう入って左折したときに、市道湊山公園線に入ったときに、湊山球場のところで少し道路が狭隘な形になってるといふ部分がございます、その部分が拡幅できるかどうかというようなことではないかと思うんですけども。そこは、例えば、歩行者の歩道を史跡地内に設けるとか、そういうような可能性もございますので、ある程度対応していただける可能性もあるというふうに考えております。

○**稲田委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** そういう今言われたこと、僕、非常に問題があると思うけど、補助金をもらって、史跡化公園の整備をするんですよ、史跡指定しちゃうと。そげすると、公園の史跡の上に道路敷地をつくることはできるんですか。

○**稲田委員長** 岡局長。

○**岡参事兼文化観光局長** 園路はつくれます。

○**稲田委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 園路ということと、都市整備部が所管をする道路敷地というのは意味が違いますよ。公園を史跡指定した中の中に、園路をつくることはできるでしょうね。だけど、それは都市整備部がつくる道路ではないですよ。そういうことが本当にできるのかどうか。僕は、検討の余地があると思います。今こういうことで、やりますよ、できますよで物を進めるんじゃないし、補助金の目的外使用ということだ、って起こるんじゃないですか。だ、って、かつてこの医大との問題をやりとりしたときに、広場に街灯をつけてごさんかという意見が医大からでたんですよ。あれも文科省とやっちゃこちゃやったでしょ、そのとき文化庁の答えはどうだったんですか。それは、史跡施設としては、目的外になりますのでできませんと蹴ったんでしょ、あれ。記録残ってますよ。佐藤君もそう言ったよ。いうことを考えると、園路を通して道路の敷地として使ってもいいですよとなると、目的外使用になる。これは大変なことにならへん。そういうことがありますので、今の考え方がそうですけど、本会議でまたたださせてもらいます。以上です。

○**稲田委員長** ほかありませんね。

〔「なし」と声あり〕

○**稲田委員長** 以上で報告案件が終わりました。

都市経済委員会を閉会いたします。

午後5時27分 閉会

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

都市経済委員長 稲田 清